

# 大分県労働委員会会報

第 69 号  
(令和 5 年版)

大分県労働委員会事務局

# 大分県労働委員会会報 目次

第1章	労働委員会の概要	1
第1節	労働委員会の位置づけ等	1
1	労働委員会の位置づけ	1
2	労働委員会の機能	1
3	労働委員会の業務	1
4	労働委員会の特色	1
第2節	労働委員会の組織	2
1	委員会	2
2	あっせん員候補者	2
3	事務局	2
4	名簿（委員・あっせん員候補者）	3
第3節	総会等の開催状況	7
1	総会	7
2	公益委員会議	9
3	連絡協議会・会議	10
4	研修	11
第2章	労働情勢の概要	12
第3章	審査・調整の実施状況（令和5年）	13
第4章	審査関係	14
第1節	不当労働行為事件	14
1	概況	14
2	不当労働行為事件取扱一覧表	14
3	事件の概要	14
4	審査の期間の目標及び審査の実施状況	15
第2節	労働組合の資格審査	15
1	概況	15
2	労働組合資格審査取扱一覧表	15
第5章	調整関係	16
第1節	労働争議の調整	16
1	概況	16
2	労働争議調整事件取扱一覧表	20
3	事件の概要	21
第2節	個別労働関係紛争のあっせん事件	25
1	概況	25
2	個別労働関係紛争事件取扱一覧表	29
3	事件の概要	29
第3節	争議行為予告及び労働争議実情調査	30
1	争議行為予告	30
2	労働争議実情調査	33
第6章	労働相談及び個別労働紛争処理制度の周知	35
第1節	労働相談の概況	35
1	労働相談の状況（令和5年1月～12月）	35
2	年別相談件数の推移	35
3	労働相談週間の活動状況	36
第2節	個別労働紛争処理制度の周知	37

## 【資料編 目次】

1	不当労働行為審査事件の推移	38
2	労働組合の資格審査の推移	40
3	労働争議調整事件の推移	41
4	個別労働関係紛争あつせん事件の推移	45
5	年別労働相談件数の推移	46
6	労働組合数、組合員数、推定組織率の状況	46
7	労働争議の発生状況(大分県)	47
8	連絡会議内容等	48
9	研修内容等	52
10	有効求人倍率・完全失業率の推移(県内及び全国)	57
11	労働委員会委員	58
12	事務局組織・職員数	60
13	大分県労働委員会規則	61

# 第1章 労働委員会の概要

## 第1節 労働委員会の位置づけ等

### 1 労働委員会の位置づけ

労働委員会とは、労働者の団結権の擁護及び労働関係の公正な調整を図るため、労働組合法第19条の12第1項、地方自治法第180条の5第2項に基づき都道府県に設置された独立行政委員会である。

### 2 労働委員会の機能

労働委員会は、憲法で保障された労働基本権の保護と労使関係の安定を目的とし、迅速、的確に不当労働行為の審査を行うとともに、労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう合理的、弾力的な方法で労働紛争の調整に当たっており、機能は次のように大別される。

- (1) 判定機能：主として不当労働行為の審査や労働組合の資格審査を行う。
- (2) 調整機能：労使間のあっせん、調停、仲裁等を行い、争議・紛争を解決に導く。

### 3 労働委員会の業務

労働委員会の主な業務は、以下の4つである。

なお、(2)労働争議や(3)個別労働関係紛争における「あっせん」については、労働委員会が直接行う調整手続ではなく、労働委員会の会長によって指名された「あっせん員」が行うものであり、あっせん員候補者も総会の決議によりあらかじめ定められている。

- (1) 労働組合法及び労働関係調整法に基づく集団的労使関係に関わる不当労働行為事件の審査、判定業務
- (2) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁業務
- (3) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき知事から事務委任された個別労働関係紛争のあっせん（平成14年4月から実施）
- (4) 審査やあっせんに繋ぐために独自に実施する労働相談

また、主な業務の他、労働組合の資格審査、争議行為の予告通知と発生通知の受理及び労働争議の実情調査、地方公営企業における使用者の利益代表の範囲の認定・告示等の事務を担っている。

### 4 労働委員会の特色

労使間の諸問題は、労使双方が誠意をもって話し合い、自主的に解決することが最も望ましい姿であるが、話し合いがまとまらず、当事者間で解決することが困難な場合、公平な第三者として労働委員会が労使の仲立ちをし、よりよい労使関係形成の手助けを行っている。

労働委員会の審査、あっせんは、原則として「公益委員」、「労働者委員」、「使用者委員」の三者で担当し、労働者委員、使用者委員がそれぞれの当事者の主張を十分聴いた上で、相手の立場に立って解決のための合意形成を図り、実質的な効果を伴った解決を目指すのが最大の特色である。

また、裁判と異なり簡易・迅速、かつ手数料等も不要となっている。

## 第2節 労働委員会の組織

### 1 委員会

大分県労働委員会は、公益委員、労働者委員、使用者委員各5名、計15名の委員で構成されている。

委員の任期は2年と定められており、令和5年は第47期委員により運営された。

令和6年2月19日に第48期委員が任命され、任期は令和8年2月18日までとなっている。

### 2 あっせん員候補者

あっせん員候補者については、あっせん員候補者に関する申し合わせに基づき、①大分県労働委員会委員、②大分県労働委員会事務局職員のうち事務局長、調整審査課長、③その他労働委員会が特に必要と認める者の中から総会の議決を経て委嘱される。

①大分県労働委員会委員については、第48期委員の任命に伴い、令和6年2月27日付けで、あっせん員候補者の委嘱及び解任を行った。

また、②大分県労働委員会事務局職員については、人事異動に伴い、令和5年5月23日付けで委嘱及び解任を行った。

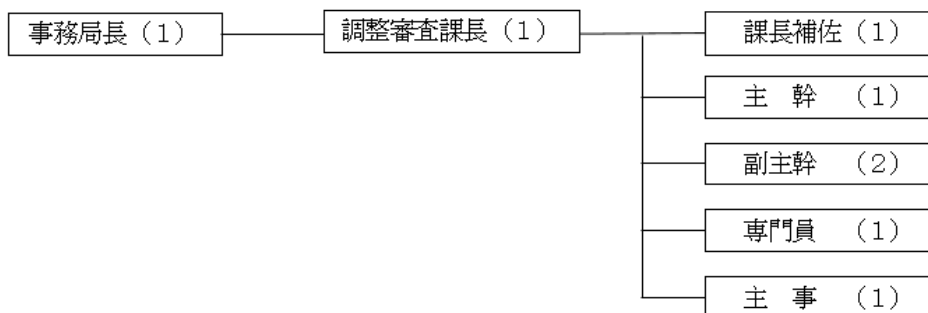
### 3 事務局

大分県労働委員会事務局については、大分県労働委員会事務局組織規則(昭和31年大分県規則第39号)により、所掌事務等必要な事項が定められている。

組織としては、事務局長の下に調整審査課が置かれ、8名の職員が配置されている。

事務局の組織図・職員は、次のとおりである。

#### 事務局組織図



#### 4 名簿（委員・あっせん員候補者）

##### (1) 第47期委員 任期：令和4年9月5日～令和6年2月18日（◎会長 ○会長代理）

区分	氏名	現職または前職	備考
公益委員	◎ 深田 茂人	弁護士	第44期～
	○ 清水 立茂	弁護士	第46期～
	柴田 尚子	元大分県生活環境部長	第46期～
	渡邊 博子	大分大学経済学部教授	第47期～
	三浦 恭子	一級建築士	第43期～
労働者委員	幹事委員 新宮 高志	全日本運輸産業労働組合大分県連合会執行委員長	第46期～
	山本 悦子	日本労働組合総連合会大分県連合会女性委員会委員長	第47期～
	石本 健二	日本労働組合総連合会大分県連合会会長	第47期～
	林 大介	UAゼンセン大分県支部支部長	第47期～
	原口 享子	UAゼンセン大分県支部男女共同参画推進委員長	第47期～
使用者委員	幹事委員 藤野 久信	大分県経営者協会専務理事	第46期～
	兒玉 雅紀	株式会社オーシー代表取締役社長	第46期～
	白川 憲一	大分交通株式会社取締役副社長	第45期～
	高野 浩子	株式会社美装管理代表取締役	第47期～
	熊埜御堂 康昭	三和酒類株式会社代表取締役常務	第46期～

##### (2) 第48期委員 任期：令和6年2月19日～令和8年2月18日（◎会長 ○会長代理）

区分	氏名	現職または前職	備考
公益委員	◎ 深田 茂人	弁護士	第44期～
	○ 清水 立茂	弁護士	第46期～
	後藤 素子	元大分県労働委員会事務局長	第48期～
	渡邊 博子	大分大学経済学部教授	第47期～
	堀江 貴陽子	みらい社会保険労務士法人特定社会保険労務士	第48期～
労働者委員	幹事委員 新宮 高志	全日本運輸産業労働組合大分県連合会執行委員長	第46期～
	山本 悦子	日本労働組合総連合会大分県連合会女性委員会委員長	第47期～
	石本 健二	日本労働組合総連合会大分県連合会会長	第47期～
	林 大介	UAゼンセン大分県支部支部長	第47期～
	原口 享子	UAゼンセン大分県支部男女共同参画推進委員長	第47期～
使用者委員	幹事委員 藤野 久信	大分県経営者協会専務理事	第46期～
	白川 憲一	大分交通株式会社取締役副社長	第45期～
	高野 浩子	株式会社美装管理代表取締役	第47期～
	寺司 志保美	株式会社環境整備産業専務取締役	第48期～
	熊埜御堂 康昭	三和酒類株式会社代表取締役常務	第46期～

(3) あっせん員候補者（労働関係調整法第10条）

区 分	氏 名	委 嘱 期 間
公益委員	深 田 茂 人	平28. 2. 9 ~
	清 水 立 茂	令2. 2. 17 ~
	後 藤 素 子	令6. 2. 27 ~
	渡 邊 博 子	令4. 2. 22 ~
	堀 江 貴 陽 子	令6. 2. 27 ~
	柴 田 尚 子	令2. 2. 17 ~令6. 2. 27
	三 浦 恭 子	平26. 2. 12 ~令6. 2. 27
労働者委員	新 宮 高 志	令2. 2. 17~
	山 本 悦 子	令4. 9. 13~
	石 本 健 二	令4. 2. 22~
	林 大 介	令4. 2. 22~
	原 口 享 子	令4. 2. 22~
使用者委員	藤 野 久 信	令2. 2. 17 ~
	白 川 憲 一	平30. 2. 13 ~
	高 野 浩 子	令4. 2. 22 ~
	寺 司 志 保 美	令6. 2. 27 ~
	熊 埜 御 堂 康 昭	令2. 2. 17 ~
	兒 玉 雅 紀	令2. 2. 17 ~ 令6. 2. 27
事務局職員	幸 清 二	令5. 5. 23 ~
	阿 部 晴 彦	令5. 5. 23 ~
	田 邊 隆 司	令4. 4. 12 ~ 令5. 5. 23
	笹 原 良 宣	令3. 4. 13 ~ 令5. 5. 23

# 第47期委員 (任期: 令和4年9月5日～令和6年2月18日)

## 公益委員



深田 茂人  
会 長



清水 立茂  
会長代理



柴田 尚子  
委 員



渡邊 博子  
委 員



三浦 恭子  
委 員

## 労働者委員



新宮 高志  
幹事委員



山本 悦子  
委 員



石本 健二  
委 員



林 大介  
委 員



原口 享子  
委 員

## 使用者委員



藤野 久信  
幹事委員



兒玉 雅紀  
委 員



白川 憲一  
委 員



高野 浩子  
委 員



熊埜御堂康昭  
委 員



# 第48期委員（任期：令和6年2月19日～令和8年2月18日）

## 公益委員



深田 茂人  
会長



清水 立茂  
会長代理



後藤 素子  
委員



渡邊 博子  
委員



堀江 貴陽子  
委員

## 労働者委員



新宮 高志  
幹事委員



山本 悦子  
委員



石本 健二  
委員



林 大介  
委員



原口 享子  
委員

## 使用者委員



藤野 久信  
幹事委員



白川 憲一  
委員



高野 浩子  
委員



寺司 志保美  
委員



熊埜御堂康昭  
委員

### 第3節 総会等の開催状況

労働委員会の重要事項については、すべて合議制の会議で決定されており、労働委員会規則（以下、本項において「規則」という。）第3条第1項に基づく「総会」及び「公益委員会会議」並びに同条第2項に基づく「調停委員会の会議」及び「仲裁委員会の会議」がある。

なお、「調停委員会の会議」及び「仲裁委員会の会議」については、令和5年中の開催はなかった。

また、労働委員会相互の連携を密にし、判例や事例の研究とともに、意見交換を重ね事務処理の統一と実務に要求される知識の涵養を図る目的から、「連絡会議」や「研修」を開催している。

#### 1 総 会

総会は規則第4条の規定により、同第5条第1項で定める事項（あっせん員候補者の委嘱及び解任等）を付議するほか、同第5条第3項で定める事項（不当労働行為事件の審査等）について報告を行う。

令和5年中の開催状況は次のとおりである。

#### 総会開催状況一覧表

通算回数	開催期日	主 な 内 容
1734 ※	1.24	1 (調) 事件 (令和4年第2号) の終結について (解決) 2 (調) 事件 (令和5年第1号) あっせん申請について 3 令和4年における不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況の公表について
1735 ※	2.14	1 (調) 事件 (令和4年第2号) の終結について (解決) 2 (調) 事件 (令和5年第1号) について 3 令和4年における不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況の公表について 4 2022年度労委労協命令研究会 (第4回) について (報告) 5 令和5年度定例総会日程について
1736	2.28	1 (調) 事件 (令和5年第1号) の終結について (解決) 2 争議行為予告について 3 九州地区労働委員会使用者委員代表者会議について (報告) 4 第90回九州労働委員会連絡協議会の本会議の議題について 5 大分県労働委員会会報 第68号 (令和4年版) について 6 令和4年度「悩まず どんとこい労働相談週間」 (令和5年2月1日～2月7日) における相談状況について
1737 ※	3.14	1 争議行為予告について 2 あっせんの実施方法について (意見交換) 3 労働委員会のペーパーレス化についてのアンケート集計結果について
1738 ※	3.28	1 個人情報保護法の改正に伴う関係規程の改正について 2 あっせんの実施方法にかかる意見交換結果について 3 第8回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会について 4 第90回九州労働委員会連絡協議会議題の回答案について 5 令和5年度労働委員会委員研修計画 (案) について
1739 ※	4.11	1 (調) 事件 (令和5年第2号) あっせん申請について
1740 ※	4.25	1 (調) 事件 (令和5年第2号) の終結について (取下げ) 2 (個) 紛争 (令和5年第1号) あっせん申請について 3 2023年度労委労協命令研究会 (第1回) について (報告) 4 第9回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会議事録について 5 第90回九州労働委員会連絡協議会の追加議題について 6 令和5年第1四半期 (1～3月) における労働相談の状況について
1741	5.9	1 (個) 紛争 (令和5年第1号) について 2 2022年度九ブロ労委労協第2回幹事会・命令研究会について (報告)

通算回数	開催期日	主 な 内 容
1742	5.23	1 あっせん員候補者の委嘱及び解任について 2 (個)紛争(令和5年第1号)について 3 争議行為予告について 4 令和5年度九州労働委員会会長会議について(報告)
1743	6.13	1 (個)紛争(令和5年第1号)の終結について(解決) 2 争議行為予告について 3 2023年度九州ブロック労委労協総会・研修会について(報告) 4 第10回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会について
1744	6.27	1 (個)紛争(令和5年第1号)の終結について(解決) 2 争議行為予告について 3 第90回九州労働委員会連絡協議会について(報告)
1745	7.11	1 第11回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会について
1746	7.25	1 大分県労働委員会の業務状況について 2 大分県労働委員会に係る情報発信方法の見直しについて
1747	8.22	1 争議行為予告について 2 令和5年度全国労働委員会会長連絡会議について(報告) 3 2023労委労協命令研究会(令和5年7月13日開催)について(報告) 4 ワークルール出前講座(高校生向け)について
1748	9.12	1 (調)事件(令和5年第3号)あっせん申請について 2 争議行為予告について 3 2023年度九プロ労委労協第1回幹事会について(報告) 4 令和5年度「個別労働紛争処理制度」周知月間における取組について 5 第12回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会議事録について 6 第91回委員研究会講師(案)について
1749	9.26	1 (調)事件(令和5年第3号)について 2 第49回九州地区労働委員会使用者委員研修会について(報告) 3 大分県労働委員会ホームページの改善について
1750	10.10	1 (調)事件(令和5年第3号)について
1751	10.24	1 (調)事件(令和5年第3号)について 2 争議行為予告について 3 令和5年度公労使委員合同研修について(報告) 4 令和5年度「悩まず どんとこい労働相談週間」(10月1日～7日)における相談状況について 5 第13回及び第14回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会の資料について
1752	11.14	1 (調)事件(令和5年第3号)について 2 争議行為予告について
1753	11.28	1 第694回公益委員会議について 2 (調)事件(令和5年第3号)の終結について(解決) 3 争議行為予告について 4 令和5年度九州労働委員会公益委員連絡会議について(報告)
1754	12.12	1 第695回公益委員会議について 2 資格審査の終結について 3 争議行為予告について 4 第78回全国労働委員会連絡協議会総会について(報告) 5 2023労委労協命令研究会について(報告)
1755	12.26	1 あっせん期日外における面談について 2 第79回全国労働委員会連絡協議会総会における議題(案)の提出依頼について 3 令和5年度九州沖縄地区労使関係セミナーについて 4 「悩まず どんとこい労働相談週間」の実施について

※印はオンライン併用開催

(不) 事件：不当労働行為事件の略、(調) 事件：労働争議の調整事件の略

(個) 紛争：個別労働関係紛争の略

## 2 公益委員会議

公益委員会議は、労働組合法第24条、地方公営企業等の労働関係に関する法律第16条の2の規定により、公益委員のみの権限とされている事項（不当労働行為事件の審査、労働組合の資格審査等）を審議するものである。

令和5年中の開催状況は次のとおりである。

通算 回数	開催 期日	主 要 議 題
694	11.14	1 委員推薦に伴う資格審査（X1組合、X2組合）
695	11.28	1 委員推薦に伴う資格審査（X1組合、X2組合）

### 3 連絡協議会・会議

規則第86条の規定により、委員会相互の連絡を密にし、その事務の処理につき必要な統一と調整を図るため、全国又は地区別に公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者構成による「連絡協議会」並びに会長及び事務局長の「連絡会議」が設けられている。

このほか、労働問題の適正妥当な解決、事務処理の迅速化を一層促進するため、全国又は地区別に「公益委員連絡会議」、「労働者側委員連絡協議会（労委労協）」、「使用者委員連絡協議会」、調整・審査の各「事務局主管課長会議」等が開催されている。

令和5年中に開催された会議の概要は、次のとおりである。

		会 議 名	開催期日	開催地
全 国 会 議	1	全国労働委員会会長連絡会議	6月9日	茨城県
	2	全国労働委員会事務局長連絡会議	6月8日	茨城県
	3	第78回全国労働委員会連絡協議会総会	11月9日～10日	東京都
	4	全国労働委員会事務局審査主管課長会議	10月30日	東京都
	5	全国労働委員会事務局調整主管課長会議	10月31日	東京都
九 州 地 区 会 議	1	九州労働委員会会長会議	4月20日	沖縄県
	2	九州労働委員会事務局長会議	4月20日	沖縄県
	3	第2回（臨時）事務局長会議	11月13日	書面開催
	4	第90回九州労働委員会連絡協議会	5月18日～19日	宮崎県
	5	九州労働委員会公益委員連絡会議	10月19日	鹿児島県
	6	2022年度九州ブロック労委労協第2回幹事会・命令研究会	3月27日～28日	宮崎県
	7	2023年度九州ブロック労委労協総会・研修会	5月17日～18日	宮崎県
	8	2023年度九州ブロック労委労協第1回幹事会	8月1日～2日	福岡県
	9	九州地区労働委員会使用者委員連絡協議会代表者会議	2月16日～17日	鹿児島県
	10	九州労働委員会事務局課長会議	8月31日	佐賀県
	11	令和4年度九州労働委員会事務局調査研究会議（調整・審査部門）	1月26日～27日	大分県

#### 4 研 修

労働委員会関係実務の処理に要求される知識の涵養を図るため、委員や事務局職員を対象として、「委員研究会」や「公労使委員研修」を開催するとともに、全国で開催される各種専門研修に参加している。

令和5年中に開催された研修の概要は、次のとおりである。

	研 修 名	開催期日	開催地
1	公労使委員合同研修	9月7日～8日	東京都
2	公労使委員個別紛争専門研修	12月4日～5日	東京都
3	2022年度労委労協命令研究会	1月19日	東京都又はWEB研修
4	2023年度労委労協命令研究会	4月6日 7月13日 10月12日	東京都又はWEB研修
5	第49回九州地区労働委員会使用者委員研修会	9月14日～15日	鹿児島県
6	第89回委員研究会	2月28日	大分県庁新館13階133会議室
7	第90回委員研究会	9月12日	大分県庁新館5階51会議室
8	公労使委員研修	2月14日 7月11日 10月24日 12月12日 12月26日	大分県労委審問室
9	委員人権研修	8月22日	大分県労委審問室
10	第74回労働委員会事務局職員中央研修	6月12日～14日	東京都
11	令和5年度労働委員会事務局職員個別紛争専門研修	7月11日～13日	東京都
12	九州労働委員会事務局職員研修会	10月20日	鹿児島県
13	令和5年度労働委員会事務局職員専門研修	11月14日～17日	東京都
14	令和5年度九州沖縄地区労使関係セミナー	12月15日	大分県
15	令和4年度労働法の初歩研修	1月27日 2月26日 3月10日	オンライン研修・録音したDVD貸与等による研修
16	令和5年度労働法の初歩研修	5月19日 6月30日 7月25日 8月3日 9月13日 12月8日 12月22日	〃

## 第2章 労働情勢の概要

### <国内情勢>

#### (1) 雇用動向 (厚生労働省「一般職業紹介状況(令和5年12月分他)」、総務省「労働力調査(令和5年12月分)」)

令和5年12月の有効求人倍率(季節調整値)は1.27倍(前月比-0.01ポイント)であった。令和5年平均の有効求人倍率は1.31倍となり、前年を0.03ポイント上回った。

令和5年12月の完全失業率(季節調整値)は2.4%で、前月を0.1ポイント下回った。また、年平均の完全失業者数(率)は178万人(2.6%)となり、前年の179万人(2.6%)に比べ1万人の減となった。

#### (2) 労働組合の組織動向 (厚生労働省 令和5年(2023年)労働組合基礎調査(令和5年6月30日現在))

単一労働組合の労働組合数は22,789組合、労働組合員数は993万8千人で、前年に比べ労働組合数は257組合(1.1%)の減、労働組合員数は5万5千人(0.5%)の減となった。

また、推定組織率(雇用者数に占める労働組合員数の割合)は16.3%で、前年に比べ0.2ポイント低下している。

労働組合員数(単位労働組合)のうち、パートタイム労働者の労働組合員数は141万人と前年に比べ6千人(0.4%)の増、全労働組合員数に占める割合は14.3%で前年に比べ0.2ポイント上昇している。

#### (3) 労働組合の活動状況

##### ① 春季賃上げ (厚生労働省 令和5年民間主要企業春季賃上げ・妥結状況)

民間主要企業(妥結額(妥結上明らかにされた額)などを把握できた、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業。以下同じ。)364社の平均妥結額(加重平均)は11,245円で、前年(6,898円)に比べ4,347円の増、令和元年(6,790円)に比べ4,455円の増となった。

また、現行ベース(交渉前の平均賃金)に対する賃上げ率は3.60%で、前年(2.20%)に比べ1.40ポイントの増、令和元年(2.18%)に比べ1.42ポイントの増となった。

賃上げ額、賃上げ率はともに昨年、コロナ禍前の令和元年を大きく上回った。

##### ② 夏季一時金 (厚生労働省 令和5年民間主要企業夏季一時金妥結状況)

民間主要企業351社の夏季一時金の平均妥結額(加重平均)は845,557円で、前年に比べ13,217円(1.59%)増加した。

##### ③ 年末一時金 (厚生労働省 令和5年民間主要企業年末一時金妥結状況)

民間主要企業331社の年末一時金の平均妥結額(加重平均)は849,545円で、前年に比べ6,567円(0.78%)増加した。

### <県内情勢>

#### (1) 雇用動向 (厚生労働省大分労働局「大分県の雇用情勢(令和5年12月分)」)

令和5年12月の有効求人倍率(季節調整値)は、前月と同水準の1.41倍となった。

#### (2) 労働組合の組織動向 (県雇用労働政策課「労働組合基礎調査結果(令和5年6月30日現在)」)

令和5年の労働組合数は440組合、組合員数は66,095人で、前年に比べ組合数は5組合の減、組合員数は1,559人(2.3%)の減となった。県内の非単位組合及び非独立組合員を含めた組合員数は73,291人で、前年に比べ1,782人減少し、推定組織率は14.4%(概算値)となり、前年に比べ0.4ポイント下回った。

また、パートタイム労働者の労働組合員数は7,090人で、前年に比べ371人(5.0%)減少し、全組合員数に占める割合は9.7%となり、前年に比べ0.2ポイント下回った。

### 第3章 審査・調整の実施状況（令和5年）

#### 1 不当労働行為事件

該当なし

#### 2 調整事件

##### (1) 労働争議の調整

事件番号	区分	調整事項	申請年月日	調査回数	調整回数	処理日数	終結年月日	終結状況	備考
令和4年(調)第2号	あっせん	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者組合員の夏冬賞与が昨年と比べて引き下げとなった理由及び根拠を誠実に説明すること</li> <li>申請者組合員の夏冬賞与の引き下げについて再度検討され、昨年同様に1か月分を支給すること</li> <li>団体交渉にあたっては具体的資料を示しながら丁寧な説明を行うなど、誠実な対応をとること</li> </ul>	4.11.21	3回	1回	64日	5.1.23	解決	
令和5年(調)第1号	あっせん	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社内で発生した組合員に対するパワーハラスメントに対する組合員の配偶者への対応及び申請者への調査対応の手続き不備を認め、謝罪すること</li> <li>社内相談窓口において、中立性を確保し体制を整備すること</li> </ul>	5.1.6	2回	1回	41日	5.2.15	解決	
令和5年(調)第2号	あっせん	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体交渉の促進</li> </ul>	5.3.27	1回	—	18日	5.4.13	取下げ	
令和5年(調)第3号	あっせん	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者組合員の解雇の撤回</li> <li>申請者組合員の未払残業代全額の支払い</li> </ul>	5.8.31	2回	2回	82日	5.11.20	解決	

##### (2) 個別労働関係紛争のあっせん

事件番号	区分	あっせん事項	申請年月日	調査回数	調整回数	処理日数	終結年月日	終結状況	備考
令和5年(個)第1号	あっせん	<ul style="list-style-type: none"> <li>解雇の撤回</li> </ul>	5.4.11	2回	1回	59日	5.6.8	解決	

※処理日数は、申請年月日（当日含む）から終結年月日（当日含む）までの日数をいう。



## 第4章 審査関係

### 第1節 不当労働行為事件

#### 1 概 況

労働組合法第7条の不当労働行為事件について、令和5年中の新規申立てはなかった。

#### (事件の件数及び平均所要日数)

過去5年間における事件の件数及び平均所要日数の推移は、次のとおりである。

区分 年	終 結 区 分								総 数	
	命令・決定		関与和解		無関与和解		取 下			
	件数	平均所要 日数	件数	平均所要 日数	件数	平均所要 日数	件数	平均所要 日数	件数	平均所要 日数
31・R元	1	713							1	713
2			2	404					2	404
3										
4										
5										
1件当り 平 均	1	713	2	404					3	507

#### 2 不当労働行為事件取扱一覧表

該当なし

#### 3 事件の概要

##### (1) 終結事件

該当なし

##### (2) 繰越事件

該当なし

##### (3) 証人等出頭命令申立て

該当なし

##### (4) 再審査事件

該当なし

##### (5) 行政訴訟事件

該当なし

#### 4 審査の期間の目標及び審査の実施状況

##### (1) 審査の期間の目標

労働組合法（昭和24年法律第174号。以下、本項において「法」という。）第27条の18に規定する審査の期間（和解の勧奨に要する期間は除く。）の目標は、大分県労働委員会規則（平成17年大分県労働委員会規則第1号）第9条の規定により、次のとおりとする。

- ① 法第7条第1号、第3号及び第4号に掲げる行為に係る事件並びに同条第1号から第4号までに掲げる行為が複合した事件 360日
- ② 法第7条第2号に掲げる行為のみに係る事件 100日

##### (2) 審査の実施状況

令和5年中に審査を実施した事件はなかった。

#### 第2節 労働組合の資格審査

##### 1 概 況

労働委員会規則第22条の規定に基づく「組合資格審査」について、令和5年中の新規申請は2件であった。

2件とも「適合」で終結している。

##### 2 労働組合資格審査取扱一覧表

No.	審査番号	組 合 名	組 合 員 数	申 請 年 月 日	申 請 事 由	終 結 年 月 日	終 結 状 況
1	令和5年 第1号	X 1 組合	259	5.10.13	委員推薦	5.12.4	適合
2	令和5年 第2号	X 2 組合	1,922	5.10.16	委員推薦	5.12.4	適合

## 第5章 調整関係

### 第1節 労働争議の調整

#### 1 概 況

労働関係調整法に規定する「あっせん」、「調停」、「仲裁」について、令和5年の取扱状況は、次のとおりである。

##### (1) 取扱件数

令和5年の取扱件数は4件であり、全てあっせん（前年からの繰越1件、新規取扱3件）であった。

##### (2) 申請者別、主要調整事項別、産業別申請状況（新規取扱分）

- ① 新規取扱の3件については、申請者別では、いずれも合同労組からの申請によるものであった。
- ② 主要調整事項別では、「解雇」、「団交促進」、「その他」がそれぞれ1件となっている。
- ③ 産業別では、「物品賃貸業」、「医療業」、「廃棄物処理業」がそれぞれ1件となっている。

##### (3) 終結状況

取扱事件4件については全て終結し、3件が解決、1件が取下げであった。

##### (4) 終結事件処理日数

終結事件4件の延べ処理日数は205日であり、平均処理日数は51.3日であった。

#### 【過去10年の取扱状況】

##### (1) 取扱件数

年 区分		H26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	5	計
		新	あ	3	4	1		2	2		2	2
規	っ											
申	せ											
請	ん	3	4	1	0	2	2	0	2	2	3	19
小												
計		3	4	1	0	2	2	0	2	2	3	19
前年からの繰越（あっせん）											1	-
取		3	4	1	0	2	2	0	2	2	4	-
扱												
件												
数												

(2) 申請者別、主要調整事項別、産業別申請状況

①申請者別申請件数

区分	年					H31 R元	2	3	4	5	計
	H26	27	28	29	30						
組合申請	3	4	1		1	2		2	2	3	18
使用者申請					1						1
双方申請											
職権											
合計	3	4	1	0	2	2	0	2	2	3	19

②主要調整事項別申請件数

区分	年					H31 R元	2	3	4	5	計	
	H26	27	28	29	30							
経済的事項	賃上げ										0	
	一時金								1		1	
	解雇手当					1					1	
	その他										0	
	小計	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2
非経済的事項	労働協約										0	
	解雇		1	1					1	1	4	
	配置転換・出向	1	1								2	
	団交促進	1					1				1	3
	その他	1	2			1	1		2		1	8
小計	3	4	1	0	1	2	0	2	1	3	17	
合計	3	4	1	0	2	2	0	2	2	3	19	

### ③産業別申請件数

区分	年											
	H26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	5	計	
< 農 業 >												0
< 建 設 業 >					1			1				2
< 製 造 業 >	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0		2
食 料 品 製 造 業												0
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業												0
印 刷 ・ 同 関 連 業		1										1
業 務 用 機 械 器 具 製 造 業												0
そ の 他 の 製 造 業						1						1
< 情 報 通 信 業 >	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通 信 業												0
< 運 輸 業 、 郵 便 業 >	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0		2
道 路 旅 客 運 送 業		1										1
道 路 貨 物 運 送 業		1										1
郵 便 業												0
< 卸 売 業 ・ 小 売 業 >	1	1	1									3
< 金 融 業 ・ 保 険 業 >												0
< 不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業 >											1	1
< 宿 泊 業 ・ 飲 食 サービス 業 >	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0		1
宿 泊 業												0
飲 食 店						1						1
< 生 活 関 連 サービス 業 >	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
美 容 業												0
娛 楽 業												0
< 教 育 ・ 学 習 支 援 業 >	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
教 育 業												0
< 医 療 、 福 祉 >	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1		4
医 療 業	1				1							3
社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 ・ 介 護 事 業									1			1
< サ ー ビ ス 業 >	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1		4
自 動 車 整 備 業												0
労 働 者 派 遣 業												0
廃 棄 物 処 理 業	1							1	1	1		4
そ の 他 の 事 業 サービス 業												0
そ の 他 の サービス 業												0
合 計	3	4	1	0	2	2	0	2	2	3		19

### (3) 終結状況・解決率

区分	年										
	H26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	5	計
解 決		2	1			1		2	1	3	10
打 切 り	1	2			1						4
取 下 げ	2					1				1	4
規則65条第2項（不開始）					1						1
合 計	3	4	1	0	2	2	0	2	1	4	19
解 決 率（％）	0.0	50.0	100.0	-	0.0	100.0	-	100.0	100.0	100.0	71.4

注1) 解決率の計算は以下のとおりである。

$$\text{解決率} = \frac{\text{解 決 件 数}}{\text{取下げ・不開始を除く終結件数}} \times 100$$

注2) 被申請者があつせんに応じなかった場合については、令和元年（平成31年）から不参加による「打ち切り」に計上（以前は「規則65条第2項（不開始）」に計上）。

### (4) 終結事件処理日数

区分	年										
	H26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	5	計
11 日 以 下											0
11 ～ 20 日	1				1					1	3
21 ～ 30 日	1										1
31 ～ 60 日		3				2				1	6
61 ～ 90 日		1	1					2		2	6
91 日 以 上	1				1				1		3
件 数 計	3	4	1	0	2	2	0	2	1	4	19
延 べ 処 理 日 数	152	201	76	-	115	109	-	176	113	205	1,147
1 件 当 たり 平 均 処 理 日 数	50.7	50.3	76.0	-	57.5	54.5	-	88.0	113.0	51.3	60.4

## 2 労働争議調整事件取扱一覧表

NO	事件番号	申請者	申請年月日	業種	調整事項	あっせん員 (公) (労) (使)	調整経過	終結年月日	処理日数	終結状況	担当職員
1	令和4年 (調) 第2号	労	4.11.21 (電子申請)	廃棄物 処理業	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者組合員の夏賞与が昨年と比べて引き下げとなった理由及び根拠を誠実に説明すること</li> <li>申請者組合員の夏賞与の引き下げについて再度検討され、昨年同様に1か月分を支給すること</li> <li>団体交渉にあたっては具体的資料を示しながら丁寧な説明を行うなど、誠実な対応をとること</li> </ul>	深 田 原 口 藤 野	4.11.29 事前調査(申請者) 4.12.21 事前調査(被申請者) 5.1.5 事前調査(申請者) 5.1.23 第1回あっせん	5.1.23	64日	解決	大里 安藤 中尾
2	令和5年 (調) 第1号	労	5.1.6 (電子申請)	物品賃 貸業	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社内で発生した組合員に対するパワーハラメントに対する組合員の配偶者への対応及び申請者への調査対応の手続き不備を認め、謝罪すること</li> <li>社内相談窓口において、中立性を確保し体制を整備すること</li> </ul>	三 浦 林 白 川	5.1.5 事前調査(申請者) 5.1.19 事前調査(被申請者) 5.2.15 第1回あっせん	5.2.15	41日	解決	安藤 中尾
3	令和5年 (調) 第2号	労	5.3.27 (電子申請)	医療業	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体交渉の促進</li> </ul>	—	5.4.5 事前調査(申請者)	5.4.13	18日	取下げ	大里 安藤 中尾
4	令和5年 (調) 第3号	労	5.8.31 (電子申請)	廃棄物 処理業	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者組合員の解雇の撤回</li> <li>申請者組合員の未払残業代全額の支払い</li> </ul>	深 田 原 口 兒 玉	5.9.8 事前調査(申請者) 5.9.21 事前調査(被申請者) 5.11.7 第1回あっせん 5.11.20 第2回あっせん	5.11.20	82日	解決	森保 三重野 中尾

注) 処理日数は、申請年月日(当日含む)から終結年月日(当日含む)までの日数をいう。

### 3 事件の概要

#### (1) 令和4年(調)第2号あっせん事件

当事者	申請者 (労働者側)	X 1 労働組合
	被申請者 (使用者側)	株式会社 Y 1 (廃棄物処理業)
申請年月日		令和4年11月21日
終結年月日		令和5年1月23日 (処理日数 64日)
終結区分		解決
調整事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者組合員の夏冬賞与が昨年と比べて引き下げとなった理由及び根拠を誠実に説明すること</li> <li>・申請者組合員の夏冬賞与の引き下げについて再度検討され、昨年同様に1か月分を支給すること</li> <li>・団体交渉にあたっては具体的資料を示しながら丁寧な説明を行うなど、誠実な対応をとること</li> </ul> <p>※あっせん申請時、夏賞与のみ調整事項として列挙されていたが、申請後に支給のあった冬賞与も引き下げられて支給された。そのため、令和5年1月16日に冬賞与を調整事項に加える旨の調整事項変更の申し入れがあった。</p>
あっせん員		深田茂人(公)、原口享子(労)、藤野久信(使)
<p>1 事件の概要</p> <p>組合員 A 1 (以下「A 1」という。)は、前代表取締役解に解雇されたが労働審判で解雇が取消しになり、労働協約により解雇前と同程度の労働条件で職場復帰した。復帰後に新代表取締役から、労働協約で保証された労働条件は「現在の職務に見合っていないこと」を理由に給与の減額を提示され、数年にわたり団体交渉を続けていた。</p> <p>しかし、団体交渉は平行線のまま進展がなく、給与の減額の話がなくなった代わりに賞与が大幅に引下げられたため、賞与の減額理由の詳細な説明と賞与額の引下げ分の追給を求めて申請があったもの。</p> <p>2 あっせんの経緯及び結果</p> <p>令和4年11月29日 事前調査(申請者)</p> <p>12月21日 事前調査(被申請者)</p> <p>令和5年1月5日 事前調査(申請者)</p> <p>16日 調整事項変更の申し入れ</p> <p>23日 第1回あっせん</p> <p>A 1の給与・賞与額の見直しを求める株式会社 Y 1 (以下「Y 1」という。)と、労働協約で給与・賞与額が保証されていると主張する X 1 労働組合との間の話し合いは難航したが、あっせん員の説得により、最終的に① Y 1 が今回のみ減額した賞与との差額を支払うこと、②労働協約の賞与の基礎額はあくまでも算出の目安となるものであり、その額の支給を保証するものではないので、今後は賞与額の算出を公正に行い、③団体交渉には代表取締役が参加することについて双方が合意し、解決で終結した。</p>		



(2) 令和5年(調)第1号あっせん事件

当事者	申請者 (労働者側)	X 2 労働組合
	被申請者 (使用者側)	株式会社Y 2 (物品賃貸業)
申請年月日		令和5年1月6日
終結年月日		令和5年2月15日 (処理日数 41日)
終結区分		解決
調整事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社内で発生した組合員に対するパワーハラスメントに対する組合員の配偶者への対応及び申請者への調査対応の手続き不備を認め、謝罪すること</li> <li>・社内相談窓口において、中立性を確保し体制を整備すること</li> </ul>
あっせん員		三浦恭子(公)、林大介(労)、白川憲一(使)
<p>1 事件の概要</p> <p>組合員A 2 (以下「A 2」という。)は株式会社Y 2 (以下「Y 2」という。)から業務上の取扱いの誤りが重大な過失であるとして嚴重注意を受けたが、注意の内容は退職強要も含めたパワーハラスメント(以下「パワハラ」という。)と思わしきものであった。</p> <p>A 2の配偶者はそのためにA 2が体調を崩して勤務できなくなったとして、Y 2にパワハラの調査を依頼した。その後、Y 2から回答はあったが、A 2に嚴重注意を行った当事者が調査対応しており、パワハラの調査結果ではなく、A 2が社内規定に反する運用をしていたことについての説明に終始したとして、X 2労働組合(以下「X 2」という。)はパワハラについての団体交渉を行った。</p> <p>団体交渉では、Y 2はパワハラを認めず、本件過失についてA 2の懲戒処分もありうるとして、交渉が不調に終わったことから、Y 2に対してパワハラ相談窓口の対応が不十分であったことを認めてA 2に謝罪すること及び相談窓口の中立性を確保した運用を行うことを求める申請があったもの。</p> <p>2 あっせんの経緯及び結果</p> <p>令和5年1月5日 事前調査(申請者)  19日 事前調査(被申請者)  2月15日 第1回あっせん</p> <p>A 2の非違行為を問題視し、今回の原因はA 2にありパワハラではないとするY 2と、Y 2のパワハラ対応への不十分さを指摘し、謝罪を求めるX 2との間で話し合いは難航したが、あっせん員の粘り強い説得により、Y 2がこれまでのA 2の配偶者への対応に遺憾の意を表し、社内相談窓口の一層の周知を図るための具体的な対策を取るとともに、その中立性を確保しながら適切な運用を行うことで双方が合意し、解決で終結した。</p>		

### (3) 令和5年(調)第2号あっせん事件

当事者	申請者 (労働者側)	X 3 労働組合
	被申請者 (使用者側)	株式会社 Y 3 (医療業)
申請年月日	令和5年3月27日	
終結年月日	令和5年4月13日 (処理日数 18日)	
終結区分	取下げ	
調整事項	・団体交渉の促進	
あっせん員		
1	事件の概要 申請者組合員2名の未払い残業代の支払いと就業規則及び給与規程の開示を目的としてY3に団体交渉の実施を求めたが、Y3が団体交渉に応じなかったため、団体交渉の促進を求める申請があったもの。	
2	あっせんの経緯及び結果 令和5年4月5日 事前調査(申請者) 13日 あっせん申請取下げ  申請後もX3はY3と団体交渉の実施について交渉を重ねていた。その結果、令和5年4月12日に団体交渉を実施したため、令和5年4月13日に取下げで終結した。	

(4) 令和5年(調)第3号あっせん事件

当事者	申請者 (労働者側)	X4労働組合
	被申請者 (使用者側)	株式会社Y4(廃棄物処理業)
申請年月日	令和5年8月31日	
終結年月日	令和5年11月20日(処理日数 82日)	
終結区分	解決	
調整事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者組合員の解雇の撤回</li> <li>・申請者組合員の未払残業代の全額の支払い (申請後に支払いがあったため、令和5年9月8日に取下げ)</li> </ul>	
あっせん員	深田茂人(公)、原口享子(労)、兒玉雅紀(使)	
<p>1 事件の概要          挨拶等を行わないことを理由に試用期間満了による解雇を告げられた申請者組合員A4(以下「A4」という。)は、X4労働組合(以下「X4」という。)に加入し、株式会社Y4(以下「Y4」という。)に対し「解雇の撤回」を求め、団体交渉を2回開催した。          しかし、交渉が難航したため①解雇の撤回、②未払残業代全額の支払いを求める申請があったもの。</p> <p>2 あっせんの経緯及び結果          令和5年9月8日 事前調査(申請者)                            8日 あっせん事項一部取下げ                            21日 事前調査(被申請者)                            11月7日 第1回あっせん                            20日 第2回あっせん</p> <p>当事者双方が「解雇の撤回」ではなく、退職した上での金銭解決を希望したため、解決金額の調整を行った。          主張する金額に大きな乖離があったものの、あっせん員が調整を行い、最終的に、Y4がA4に解決金を支払うとともに、A4に対する「解雇予告通知書」を撤回し会社都合(退職勧奨)による退職とすることで双方が合意し、解決で終結した。</p>		

## 第2節 個別労働関係紛争のあっせん事件

### 1 概 況

個別労働紛争の解決の促進に関する法律に規定するあっせん事件について、令和5年の取扱状況は、次のとおりである。

#### (1) あっせん事件取扱件数

令和5年の取扱件数は、新規申請が1件であった。

#### (2) 申請者別、あっせん事項別、産業別申請状況（新規取扱分）

- ① 新規取扱の1件については、申請者別では、「労働者からの申請」によるものであった。
- ② あっせん事項別では、「解雇」が1件であった。
- ③ 産業別では、「卸売業・小売業」が1件であった。

#### (3) 終結状況

取扱事件1件については、解決で終結した。

#### (4) 終結事件処理日数

終結事件1件の延べ処理日数（平均処理日数）は59日であった。

### 【過去10年の取扱状況】

#### (1) あっせん事件取扱件数

区分	年										
	H26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	5	計
新規申請	3	1	1	2		2	1	2	1	1	14
前年からの繰越					1		1				-
取扱件数	3	1	1	2	1	2	2	2	1	1	-

#### (2) 申請者別、あっせん事項別、産業別申請状況

##### ① 申請者別申請件数

区分	年										
	H26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	5	計
労働者申請	3	1	1	2		2	1	2	1	1	14
使用者申請											0
双方申請											0
合計	3	1	1	2	0	2	1	2	1	1	14

②あっせん事項別申請件数

区分	年										
	H26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	5	計
新規申請件数	3	1	1	2	0	2	1	2	1	1	14
経営または人事	2	1	0	4	0	3	1	2	1	1	15
解雇	2	1		1		1		1		1	7
配置転換、出向・転籍									1		1
復職				1							1
退職				1							1
勤務延長、再雇用											0
その他経営または人事				1		2	1	1			5
賃金等	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	4
賃金未払い	1										1
賃金増額											0
賃金減額						1		1			2
一時金			1								1
退職一時金											0
解雇手当											0
諸手当											0
その他賃金											0
労働条件等	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	3
年次有給休暇	1										1
時間外労働											0
安全・衛生											0
労働保険											0
その他の労働条件等						1	1				2
職場の人間関係	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2
セクハラ											0
嫌がらせ							1		1		2
その他	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	3
その他	1			1				1			3
総計	5	1	1	5	0	5	3	4	2	1	27

注) 件数は、1件あたり複数の項目があるため、申請件数とは一致しない。

### ③産業別申請件数

区分	年					H31 R元	2	3	4	5	計
	H26	27	28	29	30						
< 農 業 >											0
< 建 設 業 >											0
< 製 造 業 >	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食 料 品 製 造 業											0
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業											0
印 刷 ・ 同 関 連 業											0
業 務 用 機 械 器 具 製 造 業											0
そ の 他 の 製 造 業											0
< 情 報 通 信 業 >	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
通 信 業		1	1								2
< 運 輸 業 、 郵 便 業 >	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	3
道 路 旅 客 運 送 業				1							1
道 路 貨 物 運 送 業				1							1
郵 便 業								1			1
< 卸 売 業 ・ 小 売 業 >								1		1	2
< 金 融 業 ・ 保 険 業 >											0
< 不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業 >											0
< 宿 泊 業 ・ 飲 食 サービス 業 >	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
宿 泊 業											0
飲 食 店	1										1
< 生 活 関 連 サービス 業 >	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
美 容 業											0
娛 楽 業	1										1
< 教 育 ・ 学 習 支 援 業 >	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
教 育 業									1		1
< 医 療 、 福 祉 >	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
医 療 業						2					2
社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 ・ 介 護 事 業											0
< サ ー ビ ス 業 >	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
自 動 車 整 備 業											0
労 働 者 派 遣 業											0
廃 棄 物 処 理 業											
そ の 他 の 事 業 サービス 業							1				1
そ の 他 の サービス 業	1										1
合 計	3	1	1	2	0	2	1	2	1	1	14

(3) 終結状況・解決率

区分	年										
	H26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	5	計
解 決	1	1			1	1			1	1	6
打 切 り	1			1			2	2			6
取 下 げ	1										1
不 開 始			1								1
合 計	3	1	1	1	1	1	2	2	1	1	14
解 決 率 ( % )	50.0	100.0	-	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	50.0

注1) 解決率の計算は以下のとおりである。

$$\text{解決率} = \frac{\text{解 決 件 数}}{\text{取下げ・不開始を除く終結件数}} \times 100$$

注2) 被申請者があつせんに応じなかった場合については、令和元年（平成31年）から不参加による「打ち切り」に計上（以前は「規則65条第2項（不開始）」に計上）

(4) 終結事件処理日数

区分	年										
	H26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	5	計
11 日 以 下											0
11 ~ 20 日											0
21 ~ 30 日	2		1								3
31 ~ 60 日	1	1		1			1	2		1	7
61 ~ 90 日						1	1				2
91 日 以 上					1				1		2
件 数 計	3	1	1	1	1	1	2	2	1	1	14
延 べ 処 理 日 数	88	40	30	59	118	66	122	83	108	59	773
1 件 当 たり 平 均 処 理 日 数	29.3	40.0	30.0	59.0	118.0	66.0	61.0	41.5	108.0	59.0	55.2

## 2 個別労働関係紛争事件取扱一覧表

NO	事件番号	申請者	申請年月日	業種	あっせん事項	あっせん員 (公) (労) (使)	調整経過	終結年月日	処理日数	終結状況	担当職員
1	令和5年 (個) 第1号	労	5.4.11 (電子申請)	卸売業・ 小売業	・解雇の撤回	清 水 山 本 高 野	5.4.20 事前調査(申請者) 5.4.27 事前調査(被申請者) 5.6.8 第1回あっせん	5.6.8	59日	解決	榑 中尾

注) 処理日数は、申請年月日(当日含む)から終結年月日(当日含む)までの日数をいう。

## 3 事件の概要

### (1) 令和5年(個)第1号あっせん事件

当事者	申請者 (労働者側)	X 1
	被申請者 (使用者側)	有限会社 Y 1 (卸売業・小売業)
申請年月日		令和5年4月11日
終結年月日		令和5年6月8日 (処理日数 59日)
終結区分		解決
あっせん事項		・解雇の撤回
あっせん員		清水立茂(公)、山本悦子(労)、高野浩子(使)
1 事件の概要		
<p>店舗の閉店に伴い、従業員3名のうちX 1以外の従業員は他店舗への配置転換を命じられたが、X 1のみ解雇を告げられた。有限会社 Y 1 (以下「Y 1」という)から具体的な解雇理由等の説明はなく、解雇に納得が出来ないため、「解雇の撤回」を求める申請があったもの。</p>		
2 あっせんの経緯及び結果		
<p>令和5年4月20日 事前調査(申請者) 27日 事前調査(被申請者) 6月8日 第1回あっせん</p>		
<p>当事者双方が「解雇の撤回」ではなく、退職した上での金銭解決を希望したため、解決金額の調整を行った。</p> <p>主張する金額に大きな乖離があったが、Y 1へ整理解雇手続きの不備と思われる点や訴訟に発展した際のリスク等を説明し、X 1の希望額に近い解決金を支払うことで合意し、解決で終結した。</p>		



### 第3節 争議行為予告及び労働争議実情調査

#### 1 争議行為予告

労働関係調整法第37条による公益事業の「争議行為予告」は44件であり、うち大分県労働委員会が直接受理したものは2件（5番、34番）であった。

#### 争議行為予告一覧表

番号	受付月日	通 知 者	業 種	争 議 項 目	受 付 労 委
	予告月日				
1	2.13	国鉄労働組合	陸上旅客	2023年4月1日以降の賃金引上げ等	中労委
	2.24～				
2	2.16	全日本建設交運一般労働組合	道路貨物等	2023年春闘及び夏季一時金	"
	3.2～				
3	2.17	ANA乗員組合	航 空	月例賃金の引上げ	"
	3.17～				
4	2.17	国家公務員共済組合連合会病院労働組合	医 療	2023年統一要求（増員、非正規雇用労働者の不合理な待遇差解消等）	"
	3.9～				
5	2.24	大分県医療・福祉労働組合連合会	医 療	2023年春闘要求	大分労委
	3.8～				
6	2.20	全日本建設交運一般労働組合全国鉄道本部	陸上旅客	2023年4月1日以降の賃金引上げ等	中労委
	3.9～				
7	2.22	日立物流労働組合	道路貨物	賃金引上げ、一時金	"
	3.23～				
8	2.22	日本航空ユニオン	航 空	2023年度賃上げ等、春闘要求	"
	3.8～				
9	2.22	全日本赤十字労働組合連合会	医 療	賃金表の改善、一時金等	"
	3.9～				
10	2.24	日本航空(株)（相手方：日本航空ユニオン）	航 空	日本航空ユニオンが行う争議行為に対抗	"
	3.8～				
11	2.27	全国電力関連産業労働組合総連合	電 気	2023年春季生活闘争（賃金、賞与、労働協約改定等）	"
	3.10～				
12	2.28	日本航空キャビンクルーユニオン	航 空	2023年春闘要求（賃金引上げ、人員体制の構築等）	"
	3.17～				
13	2.28	ANAウイングス乗員組合	航 空	安全運航等	"
	3.17～				
14	3.1	日本航空(株)（相手方：日本航空キャビンクルーユニオン）	航 空	日本航空キャビンクルーユニオンが行う争議行為に対抗	"
	3.17～				
15	3.2	日本航空乗員組合	航 空	2023年春闘要求（賃金、乗員計画）	"
	3.17～				

番号	受付月日	通 知 者	業 種	争 議 項 目	受 付 労 委
	予告月日				
16	3. 2	全日本港湾労働組合	港 湾	賃金引上げ等	中労委
	3. 16～				
17	3. 2	全日本空輸乗員組合	航 空	2023 年春闘要求、「人件費に関わる緊急対策」の還元に関する要求	"
	3. 17～				
18	3. 2	エヌ・ティ・ティ労働組合	通 信	賃金改善等	"
	3. 13～				
19	3. 3	全日本運輸産業労働組合連合会	道路貨物	賃金制度の確立・改善の取り組み、65 歳までの定年延長の確立と労働諸条件の改善等	"
	3. 17～				
20	3. 3	日本航空(株) (相手方: 日本航空乗員組合)	航 空	日本航空乗員組合が行う争議行為に対抗	"
	3. 17～				
21	3. 6	日本私鉄労働組合総連合会	陸上旅客	23 年春闘 (賃金引上げ、一時金等)	"
	3. 17～				
22	3. 6	長崎バスユニオン	航 空	2023 春闘要求項目 (賃金・臨時給・初任給等)	"
	3. 17～				
23	3. 10	全国港湾労働組合連合会	港 湾	各加盟組合の賃上げ、産別最低賃金の引上げ等	"
	3. 24～				
24	5. 15	日本航空ユニオン	航 空	2023 年度夏期一時金等、23 夏闘 (23 春闘を継続)	"
	6. 2～				
25	5. 22	日本航空(株) (相手方: 日本航空ユニオン)	航 空	日本航空ユニオンが行う争議行為に対抗	"
	6. 2～				
26	5. 23	国家公務員共済組合連合会病院労働組合	医 療	夏季要求 (非常勤職員の労働条件の改善、一時金等)	"
	6. 8～				
27	5. 26	全日本運輸産業労働組合連合会	道路貨物	一時金の要求、雇用対策と労働協約の取り組み等	"
	6. 9～				
28	5. 26	日本航空キャビンクルーユニオン	航 空	2023 年夏闘要求 (夏期一時金、客室乗務員の健康と社会的な生活を維持できる勤務、安全運航を維持・向上させるための対応等)	"
	6. 16～				
29	6. 5	日本航空(株) (相手方: 日本航空キャビンクルーユニオン)	航 空	日本航空キャビンクルーユニオンが行う争議行為に対抗	"
	6. 16～				
30	6. 12	全日本港湾労働組合関西地方本部	港 湾	2023 年夏季一時金等	"
	6. 23～				

番号	受付月日	通 知 者	業 種	争 議 項 目	受 付 労 委
	予告月日				
31	8. 4	ジェットスタークルーアソシエーション	航 空	未払い賃金(超過勤務手当)の支払い、減額支給された通勤手当の全額払い等	中労委
	8. 17～				
32	8. 28	全日本赤十字労働組合連合会	医 療	2023 年度統一要求(賃金改善、一時金等)	〃
	9. 8～				
33	10. 12	全日本建設交運一般労働組合	道路貨物等	2023 年秋闘び冬季一時金	〃
	10. 26～				
34	10. 23	大分県医療・福祉労働組合連合会	医 療	2023 年秋闘統一要求	大分労委
	11. 8～				
35	10. 24	全日本運輸産業労働組合連合会	道路貨物	年末一時金、雇用対策等	中労委
	11. 9～				
36	10. 31	日本航空乗員組合	航 空	既成乗員の採用に関する要求	〃
	11. 17～				
37	11. 1	日本航空キャビンクルーユニオン	航 空	2023 年年末要求(年末一時金、ベースアップ等)	〃
	11. 17～				
38	11. 6	全日本国立医療労働組合	医 療	賃金・労働条件の改善(2023 年春闘及び23 年度秋闘要求)	〃
	12. 1～				
39	11. 6	日本航空(株)(相手方:日本航空乗員組合)	航 空	日本航空乗員組合が行う争議行為に対抗	〃
	11. 17～				
40	11. 6	日本航空(株)(相手方:日本航空キャビンクルーユニオン)	航 空	日本航空キャビンクルーユニオンが行う争議行為に対抗	〃
	11. 17～				
41	11. 8	国家公務員共済組合連合会病院労働組合	医 療	賃金・一時金の増額等	〃
	11. 24～				
42	11. 14	日本私鉄労働組合総連合会	陸上旅客	23 秋闘労働協約闘争要求(勤務間インターバル制度の導入、60 歳以降の労働条件の改善)	〃
	11. 25～				
43	11. 14	全日本港湾労働組合関西地方本部	港 湾	2023 年冬季一時金等	〃
	11. 25～				
44	11. 27	長崎バスユニオン	陸上旅客	2023 労働協約改定に関する要求等	〃
	12. 8～				

## 2 労働争議実情調査

労働委員会規則第62条の2に基づく「労働争議の実情調査（労働争議が発生するおそれがある状態も含む）」のうち、県内に係るものは、前年から繰越したものが1件、令和5年中に争議行為予告があったものが32件で、計33件であった。

### 労働争議実情調査一覧表

番号	受付 月日	組 合 名	争 議 項 目	争議行為 の有無	調 査 月 日	終 結 状 況	備考
4-23	4.10.18	大分県医療生協労働組合	2022年秋闘統一要求	無	4.3	解決	4-25
1	2.16	全日本建設交運一般労働組合大分県本部日田支部	2023年春闘及び夏季一時金	無	10.12	打切	2
2	2.24	大分県医療生協労働組合	2023年春闘要求	無	7.12	解決	5
3	〃	宇佐病院労働組合	〃	無	7.5	〃	5
4	〃	山本病院労働組合	〃	無	4.18	〃	5
5	〃	大分赤十字病院労働組合	賃金表の改善、一時金等	無	6.12	〃	9
6	3.3	豊後通運労働組合	賃金制度の確立・改善等	無	5.13	〃	19
7	〃	東久大通運労働組合	〃	無	5.29	〃	〃
8	〃	臼杵運送労働組合	〃	無	5.13	〃	〃
9	〃	大分海陸労働組合	〃	無	4.12	〃	〃
10	〃	大分運輸労働組合	〃	無	4.19	〃	〃
11	〃	江藤運輸労働組合	〃	無	4.20	〃	〃
12	3.6	大分交通労働組合	23年春闘（賃金引上げ、一時金等）	無	3.23	〃	21
13	〃	大分バス労働組合	〃	無	3.23	〃	〃
14	〃	日田バス労働組合	〃	無	3.23	〃	〃
15	〃	亀の井バス労働組合	〃	無	3.23	〃	〃
16	5.26	豊後通運労働組合	一時金の要求、雇用対策と労働協約の取り組み等	無	7.31	〃	27
17	〃	東久大通運労働組合	〃	無	8.4	〃	〃
18	〃	臼杵運送労働組合	〃	無	5.13	〃	〃
19	〃	大分海陸労働組合	〃	無	7.1	〃	〃
20	〃	大分運輸労働組合	〃	無	7.1	〃	〃
21	〃	江藤運輸労働組合	〃	無	7.4	〃	〃
22	9.1	大分赤十字病院労働組合	2023年度統一要求（賃金改善、一時金等）	無	9.8	打切	32
23	10.12	全日本建設交運一般労働組合大分県本部日田支部	2023年秋闘及び冬季一時金	無	12.28	〃	33
24	10.23	大分県医療生協労働組合	2023年秋闘統一要求	無	12.28	繰越	34
25	〃	宇佐病院労働組合	〃	無	12.28	〃	〃
26	〃	山本病院労働組合	〃	無	12.24	解決	〃

事件 番号	受付 月日	組 合 名	争 議 項 目	争議行為 の有無	調 査 月 日	終 結 状 況	備考
27	10.24	豊後通運労働組合	年末一時金、雇用対策等	無	11.25	解決	35
28	〃	東久大通運労働組合	〃	無	12.15	〃	〃
29	〃	臼杵運送労働組合	〃	無	11.25	〃	〃
30	〃	大分海陸労働組合	〃	無	10.24	〃	〃
31	〃	大分運輸労働組合	〃	無	11.10	〃	〃
32	〃	江藤運輸労働組合	〃	無	11.30	〃	〃

※ 備考欄の番号は、「1 争議行為予告」の「争議行為予告一覧表」の番号である。

## 第6章 労働相談及び個別労働紛争処理制度の周知

### 第1節 労働相談の概況

当委員会では、労働紛争を未然に防止すること、及び不当労働行為事件の申立てや労働争議の調整・個別労働関係紛争のあっせんに繋ぐことを目的として、労働相談を実施している。

また労働相談を通じて、労働委員会の認知度向上を図ることにより、制度の活用や労働法令の周知にも努めている。

#### 1 労働相談の状況（令和5年1月～12月）

令和5年の相談者数は158名、相談件数は281件であった。

相談者別では、労働者151名(95.6%)、使用者6名(3.8%)、その他1名(0.6%)であった。

内容別では、解雇29件(10.3%)、賃金未払24件(8.5%)が主なものとなっている。

(※「その他」は除く)

区分	相談者別				内容別													
	労働者	使用者	その他	計	団体交渉	経営・人事				賃金等				労働条件等		その他	計	
						解雇	配転	懲戒処分	その他	賃金未払	退職金	時間外手当	その他	年休・休暇	その他			
相談件数	集団	19	1		20	(1) 7	4			3	1					5	13	(1) 33
	個別	132	5	1	138		(1) 25	7	3	36	23	1	4	(1) 13	8	44	(3) 84	(5) 248
	計	151	6	1	158	(1) 7	(1) 29	7	3	39	24	1	4	(1) 13	8	49	(3) 97	(6) 281
	構成割合(%)	95.6	3.8	0.6	100.0	2.5	10.3	2.5	1.1	14.0	8.5	0.4	1.4	4.6	2.8	17.4	34.5	100.0
相談方法	来所	52	2	1	55	4	15	4	3	19	6	1	2	4	1	12	(2) 47	(2) 118
	電話	95	4		99	(1) 3	(1) 14			20	16		2	(1) 8	7	36	(1) 48	(4) 157
	その他 Eメール等	4			4						2			1	0	1	2	6
相談のうち、あっせんに至った件数	集団	2			2													
	個別	1			1													

注1) ( )内の数値は、使用者からの相談分の件数で内数。

注2) 内容別件数は、1件当たり複数の項目もあるため相談者別件数と一致しない。

注3) 構成割合は各項目の総数/全体数で算出

#### 2 年別相談件数の推移

相談件数は281件であり、前年に比べ24件の減となった。

区分	H26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	5
相談件数	319	251	238	294	320	313	211	312	305	281
うち 相談週間	119	85	72	109	113	96	84	109	120	78

### 3 労働相談週間の活動状況

当委員会では、平成18年度から、労働委員会の特色を活かした紛争解決制度の利用促進を目的として、年2回（10月、2月）「悩まず どんとこい労働相談週間」を実施しており、平日夜間及び土日も含め一週間、集中的に労働相談に応じている。

#### (1) 実施期間

- 第1回 令和5年 2月1日(水)～7日(火)
- 第2回 令和5年 10月1日(日)～7日(土)

#### (2) 相談件数等

区分	相談者別	内容別																
		労働者	使用者	計	団体交渉	経営・人事				賃金等			労働条件等		その他	計		
						解雇	配転	懲戒処分	その他	賃金未払	退職金	時間外手当	その他	年休・休暇			その他	
総計	相談件数	42	3	45	1	7	2	0	11	12	0	1	4	6	16	18	78	
	相談方法	来所	2	2	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	7
		電話	40	1	41	0	6	2	0	11	12	0	1	4	6	15	14	71
		その他			0													0
第1回	相談件数	20	1	21	0	5	0	0	2	8	0	0	2	2	6	7	32	
	相談方法	来所	1	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2
		電話	19	0	19	0	4	0	0	2	8	0	0	2	2	6	6	30
		その他			0													0
第2回	相談件数	22	2	24	1	2	2	0	9	4	0	1	2	4	10	11	46	
	相談方法	来所	1	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	5	5
		電話	21	1	22	0	2	2	0	9	4	0	1	2	4	9	8	41
		その他			0													0

注) 内容別件数は、1件当たり複数の項目もあるため相談者別件数と一致しない。

#### (期間中の広報活動)

関係機関等にリーフレットやチラシを配布するとともに、新聞やラジオ、県・市町村・各種団体等の広報紙・求人情報誌・インターネット等による広報を行った。

また、令和5年1月30日(月)、31日(火)、9月29日(金)に、大分市内で委員や事務局職員による街頭啓発活動を行った。

#### ○チラシ

労働者・使用者の首脳へ  
**悩まず どんとこい労働相談週間**  
 大分県労働委員会では、解雇や賃金未払、パワハラなどの労働トラブルに係る「集中労働相談会」を開催します。  
 平日夜間や土日も相談可能ですので、お気軽にご利用ください。  
 なお、この期間以外にも、常時相談を受け付けています。(平日9時～17時)  
**実施期間 令和5年10月1日(日)～7日(土)**  
 平日 9時～20時(来所受付は19時まで)  
 土日 9時～17時(来所受付は16時まで)  
**【電話相談】097-536-3650(労働相談ダイヤル)**  
**097-506-5251**  
**097-506-5241**  
**【来所相談】大分県労働委員会事務局**  
 (県庁舎本館3F 大分市大手町3-1-1)  
 ※来所相談の期間は事前にご連絡をお願いします。  
 解雇・雇止めされた！  
 賃金(賞与)未払い！  
 パワハラ・セクハラで悩んでいる！  
 退職金未払い！  
 労働条件が合わない！  
 労働時間や休日について！  
 労働契約が不明！  
 労働組合について！  
 大分県労働委員会は、労働紛争を解決するための県の中核機関です。労働相談では、専門的なアドバイスが、内閣に比べて労働委員会の「あっせん」や適切な指導をお願いします。  
 ※大分県労働委員会事務局(大分市)は、大分県労働委員会事務局(大分市)と連携して活動しています。  
 ※大分県労働委員会事務局(大分市)は、大分県労働委員会事務局(大分市)と連携して活動しています。  
 ※大分県労働委員会事務局(大分市)は、大分県労働委員会事務局(大分市)と連携して活動しています。

#### ○求人情報誌掲載広告

労働者・使用者の首脳へ **10月1日(日)から10月7日(土)は「悩まず どんとこい労働相談週間」です。**  
 大分県労働委員会では、解雇や賃金未払、パワハラなどの労働トラブルに係る「集中労働相談会」を開催します。  
 平日夜間や土日も相談可能ですので、お気軽にご利用ください。  
 なお、この期間以外にも、常時相談を受け付けています。(平日9時～17時)  
**対象者 県内に在住もしくはお勤めの労働者、使用者**  
**特徴 中立公正、無料、秘密厳守、迅速対応、匿名相談可能**  
**相談時間 平日9時～20時(来所受付は19時まで)**  
**土日9時～17時(来所受付は16時まで)**  
**～雇用のトラブル～「あっせん」で解決しませんか。**  
**※10月は個別労働紛争処理制度適用期間です。**  
**電話でご相談 097-536-3650**  
**097-506-5251**  
**097-506-5241**  
**来所でご相談 大分県労働委員会事務局**  
 (県庁舎本館3F 大分市大手町3-1-1)  
 ※来所相談の期間は事前にご連絡をお願いします。

## 第2節 個別労働紛争処理制度の周知

雇用形態の多様化等に伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主の間の紛争が増加していることから、中央労働委員会と都道府県労働委員会では、毎年10月を「個別労働紛争処理制度」の周知月間と定め、共同PR事業を実施している。

本県においても、以下の取組を実施した。

### (1) 広報媒体による周知

各種広報媒体を活用した周知を行った。

- ①大分県広報媒体：県広報紙、新聞、ホームページ、SNS（X、Facebook、LINE）
- ②県以外の広報紙：市町村、商工会議所、商工会連合会、求人情報誌等

### (2) ポスター・リーフレットの配布

- ・ポスター（270部）、リーフレット（1,700部）を国（労働局・労基署・ハローワーク）、県、市町村、労働団体（連合大分・県労連・合同労組等）、使用者団体（経営者協会・商工会議所・商工会等）へ配布した。

### (3) 県内主要労使団体等への訪問

- ・県内の主要な労働組合、使用者団体及び労働関係公的機関（39団体）を訪問し、個別労働関係紛争処理制度の周知に努めた。

### (4) 「悩まず どんとこい労働相談週間」の実施

- ・月間中の10月1日（日）～7日（土）に「悩まず どんとこい労働相談週間」を実施した。
- ・平日時間外（20時まで）及び土・日も相談に応じ、労働委員会の周知及び制度の活用促進に努めた。
- ・週間周知のため、令和5年9月29日（金）7時50分～8時30分に大分駅前（北口）広場において、委員・事務局職員でポケットティッシュ等を使用しての街頭啓発を行った。

○リーフレット

労働者・事業主のみならずへ  
労働者のトラブルで悩んでいませんか？

ご存じですか？ **労働委員会**

～雇用のトラブル～  
「あっせん」で解決しませんか？

賃金未払い、セクハラ、職場でのいじめ、パワーハラ、労働条件、解雇、配置転換、賃金抑下げ

労働者委員、公益委員、使用者委員

**解決**

労働問題の専門家で経験も豊富な、労使三者の「あっせん員」が労使双方の当事者の主張を聞いて、話し合いによる円満な紛争解決をお手伝いします。

**公正中立、費用は無料、秘密は厳守**します。お気軽にご相談ください。

**大分県労働委員会**  
〒870-8501 大分市大字町3丁目1-1 県庁舎本館3階  
電話ダイヤル 097-536-3650 FAX 097-506-1788

**労働委員会** とは？

公益・労働者・使用者の立場を代表する委員で構成された、「労働者と使用者との間のトラブルを解決するため」の専門的な都道府県の行政機関です。

公益委員（弁護士等）、労働者委員、使用者委員

労働委員会のイメージ（三者構成）

**無料 秘密厳守** で以下の業務を行っています。

**労働相談** 労働問題についての「疑問・質問・お悩み」など、詳しく伺い、解決に向けたアドバイスを行います。

例えば、  
●突然解雇された！  
●賃金を支払ってくれない。  
●就業規則を変更したい。  
●有給休暇のことで聞きたいことが...

解決  
他の機関を利用  
「あっせん制度」を利用

**あっせん制度**

「個々の労働者と事業主との間で労働条件などのトラブルが発生した場合、当事者からの申請により「あっせん」を行います。

例えば、  
●解雇されたが納得がいかない。撤回してほしい。  
●雇止めをされたが、更新してほしい。  
●配置転換を命じたが、理由もなく拒否されたので解決したい。

あっせん申請  
事前聞き取り  
あっせん  
解決 打ち切り 取下げ

公益、労働者、使用者の三者で構成されたあっせん員が双方の主張を聞いて、「歩み寄りによる解決」をお手伝いします。

詳しくは**労働委員会**にお気軽にお問い合わせください  
**097-536-3650** 相談時間 9:00～17:00（月～金）



# 資料編

# 1 不当労働行為審査事件の推移

## (1) 年別の取扱件数

内容		年																			
		S21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
係属状況	前年からの繰越			3	2		1		3	2	3		1			2	1	3	1	3	1
	新規申立		4	6	3	5	5	5	7	3	10	5	12	8	6	9	11	16	11	6	9
	合計	0	4	9	5	5	6	5	10	5	13	5	13	8	6	11	12	19	12	9	10
最終決定	全部救済			1														1			1
	一部救済								1	1								2	1		
	棄却								1												1
	却下			2	2		1														
	小計	0	0	3	2	0	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3	1	1	1
状況	関与		1	3	1	4	5	2	5	1	8	2	9	2	2	3	7	10	5	1	1
	無関与			1	1						4	2	4	6	2	7	2	3	2	4	1
	その他取下				1				1		1							2	1	2	
	小計	0	1	4	3	4	5	2	6	1	13	4	13	8	4	10	9	15	8	7	2
合計	0	1	7	5	4	6	2	8	2	13	4	13	8	4	10	9	18	9	8	3	

内容		年																			
		S41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
係属状況	前年からの繰越	7	10	12	9	8	5	11	13	6	7	9	12	11	8	9	8	11	12	12	9
	新規申立	14	9	5	9	13	9	14	6	6	8	9	10	4	8	6	5	6	3	3	1
	合計	21	19	17	18	21	14	25	19	12	15	18	22	15	16	15	13	17	15	15	10
最終決定	全部救済			1				1					2	1	1		1	1			2
	一部救済			2		1		3	2		2		1						1		
	棄却																				
	却下											1									
	小計	0	0	3	0	1	0	4	2	0	2	1	3	1	1	0	1	1	1	0	2
状況	関与	7	4	2	2	10	2	5	8	2	1	3	3	4	4	2			2	1	1
	無関与	3	1	3	6	3	1	1	2	2	3	1	5	1	1	3	1	4		4	1
	その他取下	1	2		2	2		2	1	1		1		1	1	2				1	
	小計	11	7	5	10	15	3	8	11	5	4	5	8	6	6	7	1	4	2	6	2
合計	11	7	8	10	16	3	12	13	5	6	6	11	7	7	7	2	5	3	6	4	

内容		年																			
		S61	62	63	H元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
係属状況	前年からの繰越	6	9	14	13	16	12	10	7	8	7	6	6	6	6	7	7	7	9	3	2
	新規申立	5	9	3	5	5	3	2	1	1			1		2		3	3	1	1	
	合計	11	18	17	18	21	15	12	8	9	7	6	7	6	8	7	10	10	10	4	2
終命・決定	全部救済	2			1																1
	一部救済																1				
	棄却		1				1														
	却下						1														
	小計	2	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
状況	関与		1	2	1	1	2	4			1						1			1	1
	無関与			2		8				2					1		1		1		
	その他取下		2				1	1					1					1	6		
	小計	0	3	4	1	9	3	5	0	2	1	0	1	0	1	0	2	1	7	1	1
合計	2	4	4	2	9	5	5	0	2	1	0	1	0	1	0	3	1	7	2	1	

内容		年																	計		
		H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	4		5	
係属状況	前年からの繰越	1	1	1	1	1	1			1		1	2	1	1	2					-
	新規申立		1		1				1		1	1	1	2	2						344
	合計	1	2	1	2	1	1	0	1	1	1	2	3	3	3	2	0	0	0	0	-
終命・決定	全部救済														1						18
	一部救済																				18
	棄却												2								6
	却下																				7
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	49
状況	関与				1					1						2					154
	無関与																				100
	その他取下		1				1							2							41
	小計	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	295
合計	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	2	2	1	2	0	0	0	0	344	

(2) 近年の終結状況

(平成21年～令和5年)

終結の年月日・区分		事件番号	申立年月日
H21. 7. 11	関与和解	21年1号	H21. 3. 18
H23. 3. 31	取下げ	61年3号	S61. 7. 31
H26. 6. 11	関与和解	25年1号	H25. 1. 17
H29. 3. 17	棄却	28年1号	H28. 2. 22
H29. 9. 29	棄却	27年1号	H27. 10. 7
H30. 10. 16	取下げ	30年1号	H30. 3. 19
H30. 10. 16	取下げ	30年2号	H30. 3. 19
R元. 7. 22	全部救済	29年1号	H29. 8. 9
R2. 3. 25	関与和解	元年2号	R元. 9. 9
R2. 12. 15	関与和解	31年1号	H31. 4. 18
計	10件		

2 労働組合の資格審査の推移

(平成21年～令和5年)

内容	年															
	H21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	5	計
不当労働行為救済申立	1				1		1	1	1	2	2					9
委員推薦	3		3	2	2	2	2		2		2		2	1	2	23
法人登記		2			1								2			5
その他																0
合計	4	2	3	2	4	2	3	1	3	2	4	0	4	1	2	37

### 3 労働争議調整事件の推移

#### (1)内容別の取扱件数

内容		年																					
		S21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
経済的事項	賃上げ	1	7	7		1	4	4	3	3	4	2	8	3	1	4	6	14	9	6	7	10	14
	一時金		1	2		2	4	4	7	3	2	12	8	2	6	5	2	3	4	2	2	9	17
	その他	1			6	8	1	1	1	1	2	3	4			1		1	1		2		1
	小計	2	8	9	6	11	9	9	11	7	8	17	20	5	7	10	8	18	14	8	11	19	32
非経済的事項	労働協約		3	3		2	2	2	1	2	1	2	6	3	4	1	5	4	1			1	
	解雇	1	7	9	3	3	2	2	1	3	2	7	4	3	4	3	1	3	1		1		3
	配置転換								1							2							
	団交促進				1						2		1				1	1			1	1	
	その他	1		3		1			1				1				1	1		1		1	1
	小計	2	10	15	4	6	4	4	4	5	5	9	12	6	8	6	8	9	2	1	2	3	4
合計		4	18	24	10	17	13	13	15	12	13	26	32	11	15	16	16	27	16	9	13	22	36

内容		年																					
		S43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H元
経済的事項	賃上げ	16	12	13	4	15	19	29	11	17	5	5	11	11	2	3	3	3	3	2			1
	一時金	9	6	4	5	2	5	12	13	3	5	5	3	5	7	3			1	3	3	2	1
	その他	2		2			3	1			2		2	1		1		1			1	1	
	小計	27	18	19	9	17	27	42	24	20	12	10	16	17	9	7	3	4	4	5	4	3	2
非経済的事項	労働協約		4	1	1			1			1	1											
	解雇	2	2	4	3	2	1	4	2	1	7	1	1	2		1					1		1
	配置転換			1								2				1					1		
	団交促進	1		2			2	1			6		3	2		2	1	1		1		5	1
	その他	5		1	4	1		1	5	4	1		1		2			1			1	1	1
	小計	8	6	9	8	3	3	7	7	5	15	4	5	4	2	4	1	2	0	2	2	6	3
合計		35	24	28	17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	11	11	4	6	4	7	6	9	5

内容		年																						
		H2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
経済的事項	賃上げ	2		1	1		3	1	1	2	1												1	
	一時金	3	1	1			1	1				1		1	2	1		1			1	1		
	その他		3	1	2				1		1			1	1		2							
	小計	5	4	3	3	0	4	2	2	2	2	1	0	1	3	2	0	3	0	0	1	2	0	
非経済的事項	労働協約		1																					
	解雇			2					1	1		1					3	1			1	2		
	配置転換												1							1				
	団交促進		1	2	2				1		3	1			3		2	1			1	1	5	
	その他	2				1	1	1		1			2	1	1	3				2		2	1	
	小計	2	2	4	2	1	1	1	2	2	3	2	3	1	4	3	5	2	0	3	2	5	6	
合計		7	6	7	5	1	5	3	4	4	5	3	3	2	7	5	5	5	0	3	3	7	6	

内容		年													計								
		H24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	5										
経済的事項	賃上げ																						316
	一時金													1									210
	その他								1														64
	小計	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0										590
非経済的事項	労働協約	1	1																				55
	解雇	1	2		1	1							1	1									117
	配置転換	1		1	1																		13
	団交促進	3	4	1					1						1								69
	その他		2	1	2			1	1		2		1										69
	小計	6	9	3	4	1	0	1	2	0	2	1	3										323
合計		6	9	3	4	1	0	2	2	0	2	2	3										913

(2)調整区分別申請件数及び終結状況

内容		年																										
		S21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45		
新規申請	あつせん		7	10	7	17	13	11	13	12	13	26	32	11	15	16	16	26	16	9	13	22	35	35	24	28		
	調停	4	11	13	2			2	2									1					1					
	仲裁			1	1																							
	小計	4	18	24	10	17	13	13	15	12	13	26	32	11	15	16	16	27	16	9	13	22	36	35	24	28		
前年からの繰越																												
合計		4	18	24	10	17	13	13	15	12	13	26	32	11	15	16	16	27	16	9	13	22	36	35	24	28		
終結状況	あつせん	解決		5	7	5	17	11	8	8	10	13	23	28	9	9	16	8	16	11	5	9	12	19	15	9	13	
		打切り		2	2	2		2	3	5	1		2	3	2	2		8	9	3	4	4	9	15	18	14	14	
		取下げ			1								1	1		4			1	2			1	1	2	1	1	
		不開始									1																	
	小計	0	7	10	7	17	13	11	13	12	13	26	32	11	15	16	16	26	16	9	13	22	35	35	24	28		
	調停	解決	4	6	6	2			1	2										1				1				
		不調		5	6				1																			
		打切り			1																							
		小計	4	11	13	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
	仲裁	解決			1	1																						
		小計	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	4	18	24	10	17	13	13	15	12	13	26	32	11	15	16	16	27	16	9	13	22	36	35	24	28	

内容		年																										
		S46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H元	2	3	4	5	6	7		
新規申請	あつせん	17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	10	11	3	6	4	7	6	9	5	7	6	7	5	1	5		
	調停											1		1														
	仲裁																											
	小計	17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	11	11	4	6	4	7	6	9	5	7	6	7	5	1	5		
前年からの繰越																												
合計		17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	11	11	4	6	4	7	6	9	5	7	6	7	5	1	5		
終結状況	あつせん	解決	9	9	18	20	9	16	13	10	11	10	7	5	1		2	2	4	2	2	1	2	2	2	1	3	
		打切り	8	11	12	23	17	5	11	3	9	6	2	3	2	4	1	2		1	2	5	1	4	1		1	
		取下げ				5	5	4	3	1	1	3	1	3		1		2	2	4	1	1	2	1	1		1	
		不開始				1						2				1	1	1		2			1		1			
	小計	17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	10	11	3	6	4	7	6	9	5	7	6	7	5	1	5		
	調停	解決																										
		不調																										
		打切り											1															
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	仲裁	解決																										
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	11	11	4	6	4	7	6	9	5	7	6	7	5	1	5	





#### 4 個別労働関係紛争あつせん事件の推移

##### (1) 新規申請件数及び内容別の取扱件数

内容 \ 年	H14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
新規申請件数	4	7	3	2	4	3	3	4	6	5	3	2	3	1	1
内容別	経営または人事	2	4	2	2	6		2	1	3	3	3	4	2	1
	賃金等	5	7	5	1	1	5	4	3	4	1	3	1	1	1
	労働条件等	3	2	2	1	1				1				1	
	職場の人間関係			1		2	1		1	2	1				
	その他		1				2	2	1	1	4	1		1	
計	10	14	10	4	10	8	8	6	11	9	7	5	5	1	1

内容 \ 年	H29	30	H31 R元	2	3	4	5	計
新規申請件数	2	-	2	1	2	1	1	60
内容別	経営または人事	4		3	1	2	1	47
	賃金等			1	1			44
	労働条件等			1	1			13
	職場の人間関係				1	1	1	11
	その他	1						14
計	5	0	5	3	4	2	1	129

※個別労働関係紛争あつせん事務は、平成14年4月開始

##### (2) 終結状況

年	H14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
終結状況	解決	1	1	1		1		1	2	3	1	3	1	1	
	打ち切り	1	1				2		3				1		
	取下げ		2	2	1	2	1	1	1		1	2		1	
	不開始	2	3			1	2	1	2	1					1
	合計	4	7	3	1	4	3	4	4	6	4	3	3	3	1

年	H29	30	H31 R元	2	3	4	5	計
解決		1	1			1	1	20
打ち切り	1			2	2			13
取下げ								14
不開始								13
合計	1	1	1	2	2	1	1	60

※繰越事件は終結年で計上している。令和元年からあつせん不参加は打ち切りとして計

## 5 年別労働相談件数の推移

区分	H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	5
相談件数	153	149	172	200	246	300	423	383	319	251	238	294	320	313	211	312	305	281
うち 相談週間	100	104	123	103	100	134	146	144	119	85	72	109	113	96	84	109	120	78

※労働相談業務は、平成18年2月より開始

## 6 労働組合数、組合員数、推定組織率の状況

年	組合数 (組合)	組合員 (人)	推定組織率 (%)	年	組合数 (組合)	組合員 (人)	推定組織率 (%)
S45	785	91,813	32.8	H9	782	100,860	21.6
46	814	93,924	32.6	10	743	98,107	21.6
47	842	96,190	30.8	11	754	96,409	22.2
48	856	100,903	31.1	12	739	94,711	21.9
49	909	104,015	31.8	13	724	92,741	20.0
50	926	104,178	31.4	14	698	88,361	20.0
51	943	103,569	31.9	15	691	86,624	20.2
52	950	102,487	30.2	16	671	84,032	18.7
53	937	102,914	28.3	17	614	82,056	18.6
54	937	101,935	27.5	18	586	81,420	17.9
55	928	102,038	27.4	19	560	79,533	17.2
56	950	106,237	27.7	20	553	79,057	17.2
57	945	106,517	27.5	21	536	80,405	18.2
58	938	106,240	27.5	22	533	79,863	18.1
59	948	105,646	27.4	23	531	81,408	17.8
60	943	106,169	28.1	24	521	81,342	17.8
61	921	105,114	27.0	25	521	80,513	17.5
62	924	102,648	26.5	26	516	80,180	17.3
63	858	101,824	25.9	27	508	79,178	16.7
H元	850	103,438	25.5	28	503	77,155	16.0
2	844	101,734	25.4	29	498	77,170	15.8
3	831	102,394	23.6	30	480	76,013	15.3
4	825	103,905	23.1	R元	476	76,600	15.2
5	818	103,860	23.6	2	459	76,944	15.5
6	808	103,438	23.6	3	455	76,043	15.2
7	798	102,082	23.1	4	445	75,073	14.8
8	779	101,932	21.8	5	440	73,291	14.4

※組合員には、非単位組合の組合員を含む。

資料：県雇用労働政策課「労働組合基礎調査」（現行調査は昭和45年開始）

## 7 労働争議の発生状況（大分県）

年	総争議		争議行為を伴わない争議		争議行為を伴う争議		
	件数	総参加人員	件数	総参加人員	件数	総参加人員	行為参加人員
H11	9	482	4	150	5	332	220
12	7	132	5	114	2	18	16
13	10	810	4	287	6	523	488
14	4	359	2	337	2	22	12
15	6	94	6	94	—	—	—
16	6	2,451	5	2,413	1	38	35
17	1	3	1	3	—	—	—
18	3	71	3	71	—	—	—
19	—	—	—	—	—	—	—
20	3	24	3	24	—	—	—
21	4	15	4	15	—	—	—
22	7	24	7	24	—	—	—
23	7	444	7	444	—	—	—
24	8	576	6	560	2	16	6
25	9	361	8	353	1	8	4
26	4	216	4	216	—	—	—
27	4	80	4	80	—	—	—
28	1	1	1	1	—	—	—
29	—	—	—	—	—	—	—
30	2	2	2	2	—	—	—
R元	2	2	2	2	—	—	—
2	—	—	—	—	—	—	—
3	2	11	2	11	—	—	—
4	2	2	2	2	—	—	—

※資料：厚生労働省 雇用・賃金福祉統計室「労働争議統計調査」（政府統計の総合窓口）から抜粋。

注1）「争議行為を伴わない争議」とは、争議行為を伴わないが解決のため労働委員会等第三者が関与した争議のこと。

「争議行為を伴う争議」とは、同盟罷業や作業所閉鎖、怠業等の争議のこと。

注2）「総参加人員」とは、争議行為に参加するかしないかにかかわらず、労働争議継続期間（争議発生から解決に至るまでの日数をいう。）中における労働組合又は労働者の団体の最大員数をいう。

注3）「行為参加人員」とは、実際に争議行為を行った実人員をいう。

## 8 連絡会議内容等

会議名		内容
全 国 会 議	1	<p>6月9日 茨城県水戸市「駿優教育会館 音楽ホール」</p> <p>講演 演題 「パワーハラスメント対策について」 講師 中央労働委員会地方調整委員（東日本区域） 千葉大学大学院社会科学研究院教授 皆川 宏之 氏</p> <p>議題懇談 「不当労働行為審査（調査）におけるウェブ会議の利用について」 ・提案理由説明（中労委）</p>
	2	<p>6月8日 茨城県水戸市「駿優教育会館 音楽ホール」</p> <p>議事 ア 審査概況等について イ 調整事件等の概況について ウ その他</p> <p>議題懇談 「今後の労働委員会における個別労働紛争解決業務の位置づけについて」 ・提案理由説明（中労委）</p>
	3	<p>11月9日 東京都「東京大学安田講堂」</p> <p>議題 ア 個別あっせんにおける工夫・配慮、スキル向上の取組について —経験又は見解の交流—（九州ブロック公労使提案）</p> <p>11月10日</p> <p>議題 イ 労働基準法と密接に関連すると思われる調整事件の取扱いについて —経験又は見解の交流—（中部ブロック公労使提案）</p> <p>講演 ウ 演題 「フリーランスに対する法政策：労働法・独禁法・フリーランス法と労働委員会」 講師 前中央労働委員会会長代理（東京大学大学院法学政治学研究所教授） 荒木 尚志 氏</p> <p>議題 エ 労働組合法第18条に基づく労働協約の地域的拡張適用について —経験又は見解の交流—（中労委提案）</p>
	4	<p>10月30日 東京都「労働委員会会館 7階講堂」</p> <p>議題 ア 履行確認（労委規則45条2項）について （北海道、栃木県、岐阜県、中労委報告） イ 研修制度について（労委間の連携等） （東京都、福岡県、大阪府、中労委報告） ウ 労働委員会事務局における人材確保・育成について （グループディスカッション、各班における発表、質疑応答） エ 報告事項 「救済命令取消訴訟における指定代理人制度について」</p>

会 議 名		内 容
全国 会 議	5	<p>10月31日 東京都「労働委員会会館7階講堂」</p> <p>議 題</p> <p>ア 中央労働委員会事務局からの説明</p> <p>    a 調整業務の運営について</p> <p>イ 都道府県労働委員会からの事例報告</p> <p>    a 労働争議調整事件（山梨県）</p> <p>    b 個別労働紛争事件（福井県）</p> <p>ウ グループ討議・グループ発表</p> <p>「今後の労働委員会における個別労働関係紛争解決業務の位置づけについて」</p>
	1	<p>九州労働委 員会会 長 議</p> <p>4月20日 那覇市「沖縄県教職員共済会館 八汐荘」</p> <p>議 題</p> <p>ア 解雇を巡る紛争の金銭解決について（沖縄県）</p> <p>イ 関係機関及び関係団体との連携について（沖縄県）</p>
	2	<p>九州労働委 員会事務 局長 議</p> <p>4月20日 那覇市「沖縄県教職員共済会館 八汐荘」</p> <p>議 題</p> <p>ア 令和4年度九州労働委員会協議会歳入歳出決算（案）の承認について（鹿児島県（幹事県））</p> <p>イ 令和5年度九州労働委員会協議会歳入歳出予算（案）の承認について（鹿児島県（幹事県））</p> <p>ウ あっせん会場への当事者のパソコン等の持ち込みについて（情報交換）（沖縄県）</p> <p>エ 他の委員の臨席の手続きについて（情報交換）（沖縄県）</p>
	3	<p>第2回（臨 時）事務局長 会 議</p> <p>11月13日 書面開催</p> <p>議 題</p> <p>ア 九州労働委員会等申し合わせ事項の改正について（熊本県）</p>
	4	<p>第90回九州 労働委員会 連絡協議会</p> <p>5月18日 研修会（講演） 宮崎市「KITENビル8階 コンベンションホール大会議室」</p> <p>演 題 「最近の不当労働行為事件・調整事件から～誠実交渉義務・誠実交渉命令の問題を中心に～」</p> <p>講 師 中央労働委員会東日本区域地方調整委員会議委員長（千葉大学大学院社会科学研究院教授）皆川 宏之 氏</p> <p>5月19日 本会議</p> <p>議 題</p> <p>ア 個別あっせんにおける工夫・配慮、スキル向上の取組について（鹿児島県）</p> <p>イ あっせん申請件数減少に対する今後の対応について（意見交換）（宮崎県）</p> <p>ウ 事例検討 集団あっせん事件（長崎県）</p> <p>エ 令和5年度全国労働委員会連絡協議会総会の提案議題について（鹿児島県）</p>
5	<p>九州労働委 員会公益 委員連絡 会 議</p> <p>10月19日 鹿児島市「鹿児島市勤労者交流センター7階 第1会議室」</p> <p>議 題</p> <p>ア 団体交渉を拒否できる正当な理由（情報交換）（鹿児島県）</p> <p>イ 事務所所在地での実態が不明の労働組合に係る資格審査（鹿児島県）</p> <p>講 演</p> <p>演 題 「不当労働行為審査の留意点―再審査の実務を踏まえて―」</p> <p>講 師 中央労働委員会会長 岩村 正彦 氏</p>	

会 議 名		内 容
九州地区会議	6	<p>2022年度九州ブロック労委労協第2回幹事会・命令研究会</p> <p>3月27日 第2回幹事会 九州労働金庫宮崎県本部「3階会議室」 協議・確認事項 ア 2023年度九プロ労委労協総会・研修会の開催に向けて イ 研修会(5/18)のテーマについて ウ 九プロ労委労協の開催計画について エ 各県報告(特徴的事案)及び意見・見解等の相互交流</p> <p>3月28日 命令研究会 演 題 ー不当労働行為審査事件命令の考察ー 「宮崎県労委令和3年(不)第1号事件に係る命令について」 講 師 宮崎県労働委員会会長 山崎 真一朗 氏</p>
	7	<p>2023年度九州ブロック労委労協総会・研修会</p> <p>5月17日 総会 宮崎市「アートホテル宮崎スカイタワー」 議 題 ア 2022年度活動経過・会計決算報告・会計監査報告について イ 2023年度取組(案)・予算(案)・役員体制(案)について ウ 各県情報交換</p> <p>5月18日 研修会 演 題 「パワーハラスメントを巡る諸問題と労働者委員に期待するもの」 講 師 宮崎県弁護士会・前田法律事務所 前田 裕司 氏</p>
	8	<p>2023年度九州ブロック労委労協第1回幹事会</p> <p>8月1日 福岡県「連合福岡・3F会議室B」 報告事項 ア 2023年度九州ブロック労委労協総会・研修会について(2023.5.17) イ 第90回九州労働委員会連絡協議会について(2023.5.18) ウ 労委労協命令研究会(第2回)について(2023.7.13 WEB開催) エ 2023年度全国労委労協第2回幹事会報告(2023.7.14) オ 全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会(2023.7.14) カ 労働委員会の在り方検討について (労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会)</p> <p>協議・確認事項 ア 第78回全国労働委員会連絡協議会総会について(2023.11.9) イ 第65回労委労協総会に向けて(2023.11.9) ウ 2024年度九プロ労委労協総会・研修会の開催に向けて(2024.5 沖縄県開催) エ 研修会テーマについて(上記総会と併催) オ 2023年度九プロ労委労協第2回幹事会の開催に向けて(2024.2・3 沖縄県開催) カ 事例・命令研究会の開催について(2024.2・3 沖縄県開催)</p> <p>8月2日 意見・情報交換 ア 総会(2023.5.17)以降の各県労委の特徴的な動向・課題等について</p>
	9	<p>九州地区労働委員会使用者委員連絡協議会代表者会議</p> <p>2月16日 長崎市「長崎県庁舎7階 02会議室」 ア 全労委運営委員会の報告 イ 令和5年度九州地区労働委員会使用者委員研修会について</p> <p>2月17日 ア 各県における審査・調整・個別あっせん事件について(意見・情報交換)</p>

会 議 名		内 容
九州地区会議	10	九州労働委員会事務局課長会議 8月31日 佐賀市「県庁旧館4階正庁」 議 題 ア 令和6年度九州ブロック労働委員会諸会議開催計画について(協議)(鹿児島県) イ 九州ブロック労働委員会諸会議及び協議会予算の見直しについて(協議)(鹿児島県) ウ 令和6年度九州労働委員会会長・局長会議に係る情報交換会負担金について(協議・情報交換)(福岡県) エ 会長会議等委員が出席する議題の回答の事前配布について(協議)(大分県) オ 当初予算策定における予算要求枠の有無等について(情報交換)(長崎県) カ あっせん日時の設定について(情報交換)(大分県) キ 労働委員会の委員研修について(情報交換)(宮崎県、大分県) ク 広報活動(労働問題セミナー、出前講座等)について(情報交換)(沖縄県) ケ 労働争議が発生した場合の実情調査について(情報交換)(佐賀県) コ 令和6年度調査研究会議の研修内容等について(協議)(佐賀県)
	11	令和4年度九州労働委員会事務局調査研究会議(調整・審査部門) 1月26日 大分市「県庁舎新館14階 大会議室」 議 題 ア 調整・審査事件対応のノウハウ継承について(宮崎県) イ 密接な関係にある複数の企業における不当労働行為の成否について(福岡県) ウ 不当労働行為救済申立てにおける申立期間を徒過した申立事項を却下する場合の審査の進め方について(熊本県) エ 個別あっせん事件に係る申請書の記載内容に対するアドバイスについて(鹿児島県) オ 団交拒否に係る不当労働行為救済申立ての調査中に、新たな団交拒否があったとして救済申立てがあった場合の被申立人への助言の可否について(鹿児島県) カ 不当労働行為事件における命令の履行に関し、未履行であった場合の対応について(鹿児島県) キ 地方公共団体等を相手方とした調整事件及び個別あっせん事件の対応について(長崎県) ク 不当労働行為救済申立て事件における、求積明の実施時期について(長崎県) ケ 地公労法第5条第2項の認定申出と同条第3項の通知について(情報交換)(沖縄県) コ 個別あっせん事件に係る実情調査(聴き取り調査)について(情報交換)(佐賀県) サ We b あっせんの実施における問題点について(情報交換)(大分県) 1月27日 研修会 演 題 「近時の判例に見る不当労働行為の成否基準の動き」 講 師 九州大学名誉教授(元福岡県労働委員会会長) 野田 進 氏

9 研修内容等

研 修 名	内 容
1 公労使委員 合同研修	<p>9月7日 東京都「TKPガーデンシティ竹橋大ホール」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 講 演 「労働委員会について－歴史・現状・課題－」 講 師 中央労働委員会会長 岩村 正彦 氏</li> <li>イ 講 演 「労働法の基礎」 講 師 中央労働委員会公益委員 小西 康之 氏</li> <li>ウ 事例検討1（調整関係 静岡県） 事例検討2（審査関係 埼玉県）</li> </ul> </li> </ul> <p>9月8日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益委員研修 東京都「労働委員会会館」 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 審査実務研修 「事例研究（1事例）」</li> <li>イ 和解実務研修 「事例研究（1事例）」</li> <li>ウ 調整実務研修 「判例及び事例研究」 講 師 前中央労働委員会会長代理 畠山 稔 氏</li> </ul> </li> <li>・労働者委員研修 東京都「労働委員会会館」 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 講 演 「不当労働行為救済制度について」 講 師 弁護士 徳住 堅治 氏</li> <li>イ 講 演 「非典型就労における労働者性の判断について」 講 師 弁護士 竹村 和也 氏</li> </ul> </li> <li>・使用者委員基礎研修会 東京都「AP新橋 D、Eルーム」 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 講 演 「労組法7条の概要と不当労働行為審査制度の概要」 講 師 ひかり協同法律事務所弁護士 増田 陳彦 氏</li> <li>イ 講 演 「フリーランスをめぐる状況と課題」 講 師 神戸大学大学院法学研究科教授 大内 伸哉 氏</li> <li>ウ 講 演 「中労委 長崎・御手洗・岩本前委員による三者対談－使用者委員としての活動を振り返って－」 講 師 中央労働委員会前使用者委員 長崎 文康 氏 中央労働委員会前使用者委員 御手洗 尚樹 氏 中央労働委員会前使用者委員 岩本 宏 氏</li> </ul> </li> </ul>
2 公労使委員 個別紛争 専門研修	<p>12月4日 東京都「一橋大学一橋講堂中会議場」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 講 演 「裁判例の動向」 講 師 早稲田大学法学学術院教授 竹内 寿 氏</li> <li>イ 事例発表 「個別紛争処理の経験が豊かな都道府県労働委員会におけるあつせん成功・失敗事例」（青森県、岡山県、長崎県）</li> </ul> <p>12月5日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 講 演 「労働関係法令の改正等の動向」 講 師 京都大学大学院人間・環境学研究科教授 小畑 史子 氏</li> <li>イ 「スキル、ノウハウ、経験等に係る情報交換」 (少人数によるグループディスカッション) テーマ1 「発表事例についての意見交換」 テーマ2 「今後の労委における個紛の位置づけ」について意見交換</li> </ul>
3 2022年度労 委労協命令 研究会	<p>1月19日 WEB研修 研究会 「山紀会不当労働行為事件」大阪府労委平成29年（不）第30号・30年（不）第5号）</p>



研 修 名		内 容
4	2023年度労 委労協命令 研 究 会	4月6日 WEB研修 研究会 「U b e r J a p a n不当労働行為事件」東京都労委令和2年（不 第24号 7月13日 WEB研修 研究会 「ジェイアールバス関東不当労働行為再審査事件」中労委令和3年（不 再）第35号 10月12日 WEB研修 研究会 「明海大学不当労働行為事件」中労委令和元年（不再）第37号
5	第49回九州 地区労働委 員会使用者 委員研修会	9月14日 鹿児島市「城山ホテル鹿児島」 ア 講 義 「職場とジェンダー」 講 師 鹿児島大学法文学部教授・弁護士 原田 いづみ 氏 イ 研究討議Ⅰ（審査事件について、鹿児島県からの事例発表と意見交換） 9月15日 ア 研究討議Ⅱ（調整事件について、福岡県からの事例発表と意見交換） イ 研究討議Ⅲ（個別あっせん事件について、沖縄県からの事例発表と意見交換） ウ 全体総括および諸連絡
6	第89回委員 研 究 会	2月28日 大分市「県庁舎新館13階 133会議室」 講 演 演 題 「『残業代』をめぐる裁判例の動向について」 講 師 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 森戸 英幸 氏
7	第90回委員 研 究 会	9月12日 大分市「県庁舎新館5階 51会議室」 講 演 演 題 「Uber Japanほか1社事件」 講 師 東京大学社会科学研究所教授（東京都労働委員会会長代理） 水町 勇一郎 氏
8	公労使委員 研 修	①2月14日総会時 石本 健二 労働者委員 テーマ 「日本製鉄㈱における『Diversity&Inclusionの取り組み』と大分労 組における『課題解決プロジェクト』について」 ②7月11日総会時 藤野 久信 使用者委員 テーマ 「新規学卒者採用等に関する調査結果」 ③10月24日総会時 新宮 高志 労働者委員 テーマ 「2024年春季生活闘争の状況について」・「あっせんの振り返り」 ④12月12日総会時 深田 茂人 会長 テーマ 「労働委員会委員の役割について」 ⑤12月26日総会時 渡邊 博子 公益委員 テーマ 「現代の若者たちが考える働きがいと大学での学び」
9	委員人権 研 修	8月22日 大分市「県労委審問室」 講 演 講 義 「人権尊重の大分県 多様性を受け入れ、誰もが安心して暮らせる共生社会を目指して」 講 師 大分県生活環境部審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長 藤井 正直 氏
10	第74回労働 委員会事務 局職員中央 研 修	6月12日 東京都「労働委員会会館」 ア 講 演 「労働委員会制度について」 講 師 中央労働委員会公益委員 岩村 正彦 氏 イ 講 演 「労働委員会事務局職員に期待すること」 講 師 中央労働委員会労働者委員 宮本 礼一 氏 ウ 講 演 「労働委員会事務局職員に期待すること」

研修名	内容
<p>10 第74回労働委員会事務局職員中央研修</p>	<p>講師 中央労働委員会使用者委員 柳井 秀朗 氏  エ 講演 「労働法の基礎」  講師 中央労働委員会東日本区域地方調整委員  (千葉大学大学院社会科学研究院教授) 皆川 宏之 氏</p> <p>6月13日  審査  講義 「不当労働行為の審査手順について」  講師 東京都労働委員会事務局法務専門課長 村上 英一 氏  講義 「命令書(案)の起案のための作業手順」  講師 中央労働委員会事務局第一部会担当審査総括室審査官  小原 綾乃 氏  演習 不利益取扱いを中心として(事例研究)</p> <p>調整  演習 実事例を基にした一連の処理について(集団紛争)  講師 神奈川県労働委員会事務局主査 花田 誠 氏  演習 実事例を基にした一連の処理について(個別紛争)  講師 長野県労働委員会事務局 前審査幹 坂本 哲朗 氏  講義 「調整業務の概要」  講師 中央労働委員会事務局調整第一課長 上野 康博 氏  事例紹介 「都道府県労働委員会の調整事件事例紹介及び労働委員公益委員によるコメント」  事例紹介者 千葉県労働委員会事務局次長 川島 雄子 様  コメンテーター  中央労働委員会東日本区域地方調整委員(千葉大学大学院社会科学研究院教授) 皆川 宏之 氏</p> <p>6月14日  審査  講義 「労使交渉は、一体どのように行われているかー具体的事例から」  講師 小樽商科大学教授(北海道労働委員会公益委員) 長崎 文康 氏  講義 「救済命令等取消訴訟の実務」  講師 前中央労働委員会会長代理 畠山 稔 氏</p> <p>調整  講義 「労働局のあっせん制度」  講師 東京労働局雇用環境・均等部統括労働紛争調整官 江口 正太 氏  講義 「裁判所における個別労働紛争解決システム」  講師 最高裁判所事務総局行政局第二課長補佐 瀬口 純一 氏  講演 「法律・判例の読み方講座」  講師 中央労働委員会東日本区域地方調整委員(成蹊大学法学部教授) 原 昌登 氏</p>
<p>11 令和5年度労働委員会事務局職員個別紛争専門研修</p>	<p>7月11日 東京都「労働委員会会館」  ア 講義 「都道府県労働委員会等のあっせん事例検討」  講師 中央労働委員会東日本区域地方調整委員  (千葉大学大学院社会科学研究院教授) 皆川 宏之 氏  イ 講義 「全国の労働委員会の個別労働紛争に関する業務の取り扱い状況について」  講師 中央労働委員会事務局調整第一課個別労働関係紛争業務支援室長 三村 国雄 氏</p>

研修名	内容
11 令和5年度 労働委員会 事務局職員 個別紛争 専門研修	<p>7月12日</p> <p>ア 演習 受講者による都道府県労働委員会等のあっせん事例検討 コメンテーター 中央労働委員会地方調整委員（筑波大学ビジネスサイエンス系准教授）渡邊 絹子 氏</p> <p>イ 講義 「労働関係法令の改正等の動向」、「基本となる裁判例」 講師 中央労働委員会東日本区域地方調整委員 （成蹊大学法学部教授）原 昌登 氏</p> <p>7月13日</p> <p>ア 講義 「カウンセリング技法」 講師 一般社団法人日本産業カウンセラー協会シニア産業カウンセラー 中川 智子 氏</p> <p>イ 事例発表 「都道府県労働委員会における個別労働紛争解決処理制度の周知 広報活動の紹介」（岩手県、宮城県、鳥取県）</p>
12 九州労働委 員会事務局 職員研修会	<p>10月20日 鹿児島市「鹿児島県労働委員会事務局 審問調整室」</p> <p>講義 演題 「命令書作成の留意点」 講師 中央労働委員会事務局第二部会担当審査総括室特別専門官 鈴木 真理子 氏</p> <p>意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労使関係セミナーの開催について（大分県）</li> <li>・各種会議における議題の取扱いについて（大分県）</li> <li>・出前講座等を行う上での委員との調整等や出前講座の実施有無等について（沖縄県）</li> </ul>
13 令和5年度 労働委員会 事務局職員 専門研修	<p>11月14日 東京都「西ヶ原研修合同庁舎」</p> <p>ア 講義 「不当労働行為審査手続の基礎と命令書」 講師 中央労働委員会会長代理・第一部会長 山川 隆一 氏</p> <p>11月15日</p> <p>ア 講義 不当労働行為事件審査演習① 講師 中央労働委員会事務局 訟務官 林 氏、労働専門職 戸田 氏、労働専門職 櫻井 氏</p> <p>イ 講義 不当労働行為事件審査演習② 講師 中央労働委員会事務局訟務官 林 氏、労働専門職 戸田 氏、 労働専門職 櫻井 氏</p> <p>ウ 講義 「実務経験からみた和解の留意点」 講師 中央労働委員会事務局労働専門職 横山 剛 氏</p> <p>11月16日</p> <p>ア 講義 命令原案作成① 講師 中央労働委員会事務局特別専門官 鈴木氏、特別専門官 武藤氏、 労働専門職 宮本氏 東京都労働委員会事務局審査調整課 課長代理 恩田氏、課長代理 石橋氏</p> <p>イ 講義 命令原案作成② 講師 中央労働委員会事務局特別専門官 鈴木氏、特別専門官 武藤氏、 労働専門職 宮本氏 東京都労働委員会事務局審査調整課 課長代理 恩田氏、課長代理 石橋氏</p> <p>ウ 命令原案作成③</p>

研修名		内容
13	令和5年度 労働委員会 事務局職員 専門研修	11月17日 ア 講義 命令原案作成④ 講師 中央労働委員会事務局特別専門官 鈴木氏、特別専門官 武藤氏、 労働専門職 宮本氏 東京都労働委員会事務局審査調整課 課長代理 恩田 氏、課長代理 石橋 氏
14	令和5年度 九州沖縄地 区労使関係 セミナー	12月15日 大分市「県庁舎新館14階 大会議室」 ア 講演 「個別労働紛争解決制度及び紛争解決事例紹介」 講師 大分労働局雇用環境・均等室労働紛争調整官 若林 慎二 氏 イ 講演 「統計等から見るハラスメント防止対策」 講師 大分労働局雇用環境・均等室長補佐 海老名信彦 氏 基調講演 「職場のハラスメント対策 ～事例から考えるセクシャルハラスメント対策について～」 講師 中央労働委員会東日本区域地方調整委員 (成蹊大学法学部法律学科教授) 原 昌登 氏
15	令和4年度 労働法の 初歩研修	※ 講師 元日本大学法学部講師 白川 欽也 氏 1月27日 (音声のみの収録) 講義 「労働市場法(1)、労働力需給調整等、個別施策」(第8回研修) 2月16日 (音声のみの収録) 講義 「労働市場法(2)、障害者雇用、雇用のセーフティネット等」(第9回 研修) 3月10日 (音声のみの収録) 講義 「女性関係、ハラスメント対策、非正規雇用」(第10回研修)
16	令和5年度 労働法の 初歩研修	※ 講師 元日本大学法学部講師 白川 欽也 氏 5月19日 講義 「法とは何か 労働法の概要」(第1回研修) 6月30日 講義 「労働契約法、労働基準法(1)」(第2回研修) 7月25日 講義 「労働基準法(2)」(第3回研修) 8月3日 講義 「安全衛生法、労災保険法」(第4回研修) 9月13日 講義 「集団的労働関係～労働組合と労働組合法」(第5回研修) 12月8日 講義 「集団的労使関係 紛争調整 不当労働行為救済制度」(第6回研修) 12月22日 講義 「個別労働紛争処理制度 和解、あっせん、ハラスメント対策」(第7回 研修)

10 有効求人倍率・完全失業率の推移（県内及び全国）

年 月	大分県	全 国	完全失業率の推移（％）	
			大分県	全 国
令和5年1月	1.46	1.35		2.4
2月	1.46	1.34	2.2	2.6
3月	1.47	1.32		2.8
4月	1.43	1.32		2.6
5月	1.42	1.31	2.0	2.6
6月	1.43	1.30		2.5
7月	1.40	1.29		2.7
8月	1.39	1.29	2.0	2.7
9月	1.38	1.29		2.6
10月	1.41	1.30		2.5
11月	1.41	1.28		2.5
12月	1.41	1.27		2.4

資料：大分労働局「安定所別月間有効求人倍率の推移」

# 11 労働委員会委員

区分	期別	37期	38期	39期	40期	41期	42期	43期
	氏名	H14. 1. 24～	H16. 1. 26～	H18. 1. 26～	H20. 1. 28～	H22. 1. 28～	H24. 2. 1～	H26. 2. 3～
公益委員	小林達也	●	●					
	富川盛郎	◎	◎	●	●			
	大崎美泉	○	○					
	千手章夫							
	橋本順子	○	○					
	友永清	○	○					
	宇野稔			◎	◎	◎	◎(25. 1. 31辞)	
	曾根崎和人			○	○			
	岩尾允子			○	○	○	○	
	麻生昭一			○	○	●	●	●
	佐藤トモコ					○	○	○
	須賀陽二					○	○	○
	鈴木芳明						◎(25. 2. 25任)	◎
三浦恭子							○	
労働者委員	羽明省三	△	△(17. 8. 26辞)					
	南征一郎	△(15. 1. 31辞)						
	舛友俊一	△						
	棚村和秀	△(15. 2. 1任)	△(17. 1. 24任)	△	△(20. 7. 22辞)			
	斎藤忠夫	△(15. 1. 31辞)						
	開田恵三	△(15. 2. 1任)	△	△	△(20. 7. 22辞)			
	大場光夫	△	△(16. 11. 30辞)					
	安東テル子	△						
	森政文		△	△	△(21. 3. 31辞)			
	馬場徳明		△(17. 1. 24任)					
	嶋崎龍生		△	△	△	△(23. 10. 28辞)		
	米田正規			△	△	△		
	村田正利				△(20. 10. 9任)	△	△(幹事)	△(幹事)
	戸高佳到				△(20. 10. 9任)			
	宗安勝敏				△(21. 6. 11任)			
	野上恵子					△		
	安東伸彦					△(23. 10. 28辞)		
	吐合史郎					△(23. 11. 7任)	△	
	小嶋一良					△(23. 11. 7任)	△(24. 10. 10辞)	
	小代正人						△(24. 10. 11辞)	
則松佳子						△	△	
首藤浩二						△(24. 10. 19任)	△	
神田健一						△(24. 10. 19任)	△(26. 9. 21辞)	
松尾竜二							△(26. 9. 22任)	
志賀慎二							△	
使用者委員	後藤誠	▲	▲	▲	▲(21. 1. 31辞)			
	峯山久人	▲	▲	▲	▲			
	岡本邦彦	▲	▲	▲				
	伊坂信隆	▲	▲	▲				
	杉原正晴	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	赤松健一郎				▲	▲	▲	▲
	田北裕之				▲	▲	▲	▲
	川崎裕一				▲(21. 3. 17任)	▲(22. 7. 13辞)		
	大塚伸宏					▲	▲(幹事)	▲(幹事)
馬場ヒロ子					▲(22. 8. 16任)	▲	▲	

●会長 ◎会長代理 ○公益委員 △労働者委員 ▲使用者委員

区分	期別 氏名	44期	45期	46期	47期	47期	47期	48期
		H28. 2. 4～	H30. 2. 7～	R2. 2. 12～	R4. 2. 16～	R4. 7. 27～	R4. 9. 5～	R6. 2. 19～
公益委員	須賀陽二	●	●					
	鈴木芳明	◎	◎	◎				
	三浦恭子	○	○	○	○	○	○	
	関恵子	○	○					
	深田茂人	○	○	●	●	●	●	●
	清水立茂			○	◎	◎	◎	◎
	柴田尚子			○	○	○	○	
	渡邊博子				○	○	○	○
	後藤素子							○
	堀江貴陽子							○
労働者委員	松尾竜二	△	△	△				
	志賀慎二	△	△					
	佐藤寛人	△(幹事)	△(幹事)	△(幹事)	△(幹事)			
	藤本雅史	△	△	△				
	太田美乃里	△	△	△				
	新宮高志			△	△	△(幹事)	△(幹事)	△(幹事)
	石本健二				△	△	△	△
	林大介				△	△	△	△
	原口享子				△	△	△	△
	山本悦子						△	△
使用者委員	杉原正晴	▲						
	赤松健一郎	▲	▲					
	田北裕之	▲	▲					
	大塚伸宏	▲(幹事)	▲(幹事)					
	馬場ヒロ子	▲						
	白川憲一		▲	▲	▲	▲	▲	▲
	大山直美		▲	▲				
	藤野久信			▲(幹事)	▲(幹事)	▲(幹事)	▲(幹事)	▲(幹事)
	兒玉雅紀			▲	▲	▲	▲	
	熊埜御堂康昭			▲	▲	▲	▲	▲
	高野浩子				▲	▲	▲	▲
寺司志保美							▲	

●会長    ◎会長代理    ○公益委員    △労働者委員    ▲使用者委員

12 事務局組織・職員数

年 度	定 数	現 員	組 織	
H11	5.1	12	11	<pre> graph TD     A[事務局長] --&gt; B[総務調整課]     A --&gt; C[審査課]     B --&gt; D[総務調整係]     C --&gt; E[審査係]                     </pre>
H12	4.1	12	12	<pre> graph TD     A[事務局長] --&gt; B[調整審査課]     B --&gt; C[総務係]     B --&gt; D[調整審査係]                     </pre>
H13	4.1	11	11	
H14	4.1	11	10(～9.30)	
			11(10.1～)	
H15	5.22	11	11	<pre> graph TD     A[事務局長] --&gt; B[調整審査課]                     </pre>
H16	4.1	10	10	
H17	4.1	10	10	
H18	4.1	10	10	
H19	5.1	9	9	
H20	4.1	9	9	
H21	4.1	8	9	
H22	4.1	8	8	
H23	5.1	8	8	
H24	4.1	8	8	
H25	4.1	8	8	
H26	4.1	8	8	
H27	5.1	8	8	
H28	4.1	8	8	
H29	4.1	8	7(～9.30)	
			8(10.1～)	
H30	4.1	8	8	
H31(R元)	4.26	8	8	
R2	4.1	8	8	
R3	4.1	8	8	
R4	4.1	8	8	
R5	5.15	8	8	



## 13 大分県労働委員会規則

(平成17年5月24日大分県労働委員会規則第1号)  
改正(平成18年2月28日大分県労働委員会規則第1号)

(目的)

第1条 この規則は、労働組合法(昭和24年法律第174号。以下「法」という。)及び労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号。以下「労委規則」という。)の規定に基づく大分県労働委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(総会の種類等)

第2条 総会は、定例総会(労委規則第4条第1項の規定による総会をいう。以下同じ。)及び臨時総会(労委規則第4条第2項及び第5項の規定による総会をいう。)とする。

- 2 定例総会は、毎月第2火曜日及び第4火曜日に開催することを例とする。
- 3 労委規則第4条第2項の規定により知事又は3人以上の委員が臨時総会の開催の請求をしようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくともその期日の3日前までに、会長に通告しなければならない。
- 4 労委規則第4条第4項の規定により会長が総会を招集しようとするときには、少なくともその前日までに、付議事項及び日時を委員に通知しなければならない。
- 5 労委規則第4条第5項に規定する選挙のための総会の議事は、事務局長がつかさどる。
- 6 会長及び会長代理の選挙は、事務局長が会議に諮り、指名推薦又は無記名投票のいずれの方法によるかを決定した上で行うものとする。

(総会の付議事項)

第3条 労委規則第5条第1項第10号に規定する会長が必要と認める事項は、不当労働行為事件の迅速かつ的確な審査に関する事項、総会の公開に関する事項等とする。

(総会の定足数)

第4条 総会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員の各過半数が出席した場合、又は使用者委員、労働者委員及び公益委員が出席し、かつ、委員の3分の2以上が出席した場合に議事を開くことができるものとする。

(総会の公開)

第5条 法第21条第1項の規定による総会の公開は、総会において出席委員の3分の2以上の同意があった場合に行うことができる。

(公益委員会議)

第6条 労委規則第8条第1項の公益委員会議は、定例総会の開催の日を利用して開催するものとする。ただし、必要に応じて他の日に開催することができるものとする。

- 2 会長は、前項に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、公益委員会議を招集するものとする。
  - 一 総会で議決したとき。
  - 二 3人以上の公益委員から請求があったとき。

(議事録)

第7条 総会の議事録には、議事の内容を要約して記録するものとする。

- 2 事務局長は総会の議事録について、直近の総会において議事録を事務局の職員に朗読させ、労委規則第15条第2項の承認を受けるものとする。

(労使委員の幹事)

第8条 使用者委員及び労働者委員（以下「労使委員」という。）は、それぞれの互選により各1名の幹事委員を置くものとする。

2 幹事委員は、労使委員各側の連絡調整に当たるものとする。

(審査の期間の目標)

第9条 法第27条の18に規定する審査の期間（和解の勧奨に要する期間は除く。）の目標は、不当労働行為事件の審査の実施に関して、委員会の全体として達成すべき目標を明確にすることによって、審査の迅速化を実現するため、次のとおりとする。

一 法第7条第1号、第3号及び第4号に掲げる行為に係る事件並びに同条第1号から第4号までに掲げる行為が複合した事件 360日

二 法第7条第2号に掲げる行為のみに係る事件 100日

2 具体的な審査計画の作成に当たっては、事実の認定等に必要な主張、立証の機会を抑制しないように配慮するとともに、争点や証拠等の内容に応じて審査の期間を決定するものとする。

3 第1項第1号に規定する事件に係る審査の期間の配分の目安は、申立てから審問の開始までの期間をおおむね90日（第1回委員調査にあつては60日）、結審から命令の交付までの期間をおおむね90日とするものとする。

4 第1項第2号に規定する事件に係る審査の期間の配分の目安は、申立てから審問の開始までの期間をおおむね40日（第1回委員調査にあつては30日）、結審から命令の交付までの期間をおおむね30日とするものとする。

(審査の計画)

第10条 法第27条の6に規定する審査の計画（以下「計画」という。）には、争点、証拠、審問予定及び審査進行の目安を記載するものとし、標準的な様式は別に定めるものとする。

2 作成した計画については、当事者の同意を得るよう努めるものとする。

3 法第24条第1項の規定により参与する委員は、計画の迅速な作成及び審査の迅速化のため、調査の段階から直ちに参与することができるものとする。なお、この場合においては、文書により参与することができるものとする。

4 計画の提示は、委員調査のときその他の適宜な時期及び方法を選んで行うものとする。ただし、審問の開始前において和解の可能性があるると判断される場合は、この限りではない。

5 審査委員は、次に掲げる場合は、計画の変更を行うものとする。

一 重要な争点の追加又は変更が生じた場合

二 多数の証人又は物件について証拠調べを行う必要が生じた場合

三 審問の途中において、和解の勧奨を行ったが、和解が成立せず、審査の進行が計画より大幅に遅れている場合

(不当労働行為事件の審査の実施状況の公表)

第11条 法第27条の18に規定する審査の実施状況の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 事件番号

二 請求する救済の内容

三 申立年月日

四 調査回数

五 審問回数

六 証人数

- 七 審査の計画で定めた日数
  - 八 和解に要した日数
  - 九 計画変更により増減した日数
  - 十 処理日数
  - 十一 終結年月日
  - 十二 終結状況
- 2 前項の公表は、毎年3月31日までに、前年1月1日から12月31日までの間の分について行うものとする。
- 3 第1項の公表は、大分県労働委員会会報、労働おおいた及び大分県庁ホームページの労働委員会のサイトに登載して行うものとする。

(調整事件の調整の実施状況の公表)

第12条 調整事件の調整の実施状況の公表は、法第20条に規定する労働争議のあっせん、調停、仲裁及び個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）第20条に規定する個別労働関係紛争のあっせんに関する次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 事件番号
  - 二 区分
  - 三 調整事項
  - 四 申請年月日
  - 五 調査回数
  - 六 調整回数
  - 七 処理日数
  - 八 終結年月日
  - 九 終結状況
- 2 公表の時期及び方法については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月28日大分県労働委員会規則第1号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年に行う実施状況の公表については、この規則による改正後の大分県労働委員会規則第11条第2項及び第12条第2項の規定にかかわらず、平成17年4月1日から同年12月31日までの間の分のものとする。

大分県労働委員会会報

第 69 号

(令和 5 年版)

令和 6 年 3 月発行

編集・発行 大分県労働委員会事務局  
大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号  
電話：097-506-5241 (直通)  
FAX：097-506-1788

(非売品)